

一関地区広域行政組合議会会議録

平成27年3月24日招集
第27回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

日程表	4
審議結果	5
議事日程	7
開会及び会議宣言	9
会議録署名議員の指名（菊地善孝君・小野寺道雄君）	9
会期の決定	9
施策推進方針の表明	10
一般質問	12
☆ 金野盛志君	12
1 介護施設整備について	
(1) 5期計画の進捗状況は。	
(2) 6期計画を達成するための支援策を講じるべきと考えるが。	
(3) 特に介護の人材確保策にどのように支援するのか。	
2 廃棄物（ゴミ）の減容化（分別）	
(1) 昨年市議会で質問した際に、ゴミ袋の統一について、広域組合で検討する旨の答弁。 焼却や最終処分などへの依存度をすくなくするため、リサイクル率を高めるためにも、 分別の強化、ゴミの出し方、袋の統一などの検討状況は。	
☆ 那須茂一郎君	18
1 バグフィルターを通過する放射性物質を測定すべきではないか。	
2 仮設炉、新炉、最終処分場の建設地にいつまで狐禅寺地区を考えているのか。	
☆ 岡田もとみ君	27
1 新焼却施設の建設について	
(1) 狐禅寺地区住民説明会と狐禅寺の自然環境を守る会との懇談会を経て、地元住民の意向についてどのような認識でいるのか伺う。	
(2) 平成27年度施策推進方針（骨子）において「平成33年度の稼働に向けて、狐禅寺地区への設置について取り組みを進める」とあるが、新年度どのような対応を考えているのか。また、住民説明会での当初の予定通り平成33年度の稼働とするならば、建設までの見通しはどのようになっているのか伺う。	
2 介護保険の改定・介護報酬引き下げの影響と対策について	
(1) 要支援の高齢者の介護予防事業が、介護保険制度から市の総合事業に変えられる。ほとんどの自治体が新年度から実施できない状況にあるが、問題点は何か伺う。	
(2) 「第6期介護保険事業計画の施設等整備計画」について、地域ごとの整備数も示されたが、計画に対して介護職員はどれだけ必要としているのか、また、介護報酬引き下げの影響についてはどうとらえているのか伺う。	
☆ 菅野恒信君	35
1 第5期介護保険事業計画の達成度と第6期計画の課題について	
(1) 国の介護保険制度「改定」が組合・市民にどのような影響があるのか伺う。	
(2) 第5期計画の達成度と残した課題は何か伺う。	

- (3) 第6期計画で、要支援1・2除外、要介護2以下の施設除外への対応を伺う。
- (4) 広域の地域包括ケアシステムは市の総合計画・協働のまちづくりとどうリンクするのか伺う。
- 2 市の「資源・エネルギー循環型まちづくり」(イメージ)と広域組合の連携について
 - (1) 市のイメージづくりに広域も関係したのか伺う。
 - (2) 国の事業・財政支援とどの程度協議したのか伺う。
 - (3) 焼却場建設解決に障害にならない配慮を伺う。
- 3 業務委託労働者と広域の非常勤・臨時職員の待遇改善について
 - (1) 市民・社会が求める「元気の出る地域・雇用の改善」を支える新年度の委託契約方針はあるか伺う。
 - (2) 介護を支える非常勤・臨時職員の身分・待遇改善を伺う。

☆ 菊地善孝君……………46

- 1 大東清掃センター閉鎖時期の約束は履行できるか。
 今次汚染牧草焼却依頼説明時の、平成33年度閉鎖云々を、住民の方々は閉鎖履行されるものと判断している。実行できると答弁できるのか。
- 2 組合が3点セットについて、狐禅寺地区生活環境対策協議会に提案して、丸2年経過しているが、同会の正式回答はどういう内容となっているのか。
- 3 3点セット設置要請は、3月6日県議会特別委員会知事答弁内容をベースに対応するの
 が、問題解決に近づける方法ではないか。
 - (1) 今後の話し合いは、法人格がある自治会毎に行い、協定も自治会毎に締結すべきではないか。(大東清掃センター・東山清掃センター方式)
 - (2) 今後の情報等には、行政区長若しくは自治会組織を通じて、全戸に配布すべきではないか。
 - (3) 覚書条項の平成19年度までの使用制限、新施設の非設置をどう説明していく方針なのか。

報告第1号 専決処分の報告について……………58

認 第1号 専決処分について……………59

議案第1号 一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防
 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定
 について……………60

議案第2号 一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の制
 定について……………61

議案第3号 一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
 について……………62

議案第4号 一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………63

議案第5号 一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関す
 る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………65

議案第6号 一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営
 等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………65

議案第7号 平成27年度一関地区広域行政組合一般会計予算……………67

議案第 8 号	平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	67
議案第 9 号	平成26年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）	82
議案第10号	平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	82

第27回定例会日程表

平成27年3月24日

日次	月日	曜日	開議時間	会議別	議事
1	3月24日	火	午前10時	本会議	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 施策推進方針の表明 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告第 1号	専決処分の報告について	3月24日	議決不要
認 第 1号	専決処分について	3月24日	承 認
議案第 1号	一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	3月24日	原案可決
議案第 2号	一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の制定について	3月24日	原案可決
議案第 3号	一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月24日	原案可決
議案第 4号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	3月24日	原案可決
議案第 5号	一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月24日	原案可決
議案第 6号	一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月24日	原案可決
議案第 7号	平成27年度一関地区広域行政組合一般会計予算	3月24日	原案可決
議案第 8号	平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	3月24日	原案可決
議案第 9号	平成26年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）	3月24日	原案可決
議案第 10号	平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）	3月24日	原案可決

受理した議案

- 報告第1号 専決処分の報告について
- 認 第1号 専決処分について
- 議案第1号 一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第2号 一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第3号 一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 平成27年度一関地区広域行政組合一般会計予算
- 議案第8号 平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
- 議案第9号 平成26年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）
- 議案第10号 平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）

議 事 日 程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		施策推進方針の表明
日程第4		一般質問
日程第5	報告第1号	専決処分の報告について
日程第6	認 第1号	専決処分について
日程第7	議案第1号	一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
日程第8	議案第2号	一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の制定について
日程第9	議案第3号	一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第4号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第5号	一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第6号	一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第7号	平成27年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第14	議案第8号	平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
日程第15	議案第9号	平成26年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第10号	平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成27年3月24日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 平成27年3月13日
告示番号 第3号
招集日時 平成27年3月24日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1番	升 沢 博 子 君	2番	岡 田 もとみ 君	3番	勝 浦 伸 行 君
4番	岩 渕 優 君	5番	菊 地 善 孝 君	6番	槻 山 隆 君
7番	千 葉 満 君	8番	那 須 茂 一 郎 君	9番	岩 渕 一 司 君
10番	金 野 盛 志 君	11番	佐々木 清 志 君	12番	小野寺 道 雄 君
13番	岩 渕 善 朗 君	14番	橋 本 周 一 君	15番	佐 藤 雅 子 君
16番	菅 野 恒 信 君	17番	阿 部 正 人 君	18番	武 田 ユキ子 君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

議会事務局長	村 上 和 広	議会事務局次長	苫米地 吉 見
議会事務局主幹	中 村 由美子		

説明のため出席した者

管理者	勝 部 修 君	副管理者	青 木 幸 保 君
副管理者	田 代 善 久 君	副管理者	平 山 大 輔 君
介護保険担当参事	岩 本 孝 彦 君	環境衛生担当参事	佐 藤 福 君
広域行政組合事務局次長 兼 介護保険課長	尾 形 秀 治 君	一関清掃センター所長	千 葉 憲 明 君
大東清掃センター所長兼 川崎清掃センター所長	菊 池 覚 君	介護福祉主幹	千 葉 幸 一 君
環境衛生主幹	菅 原 克 義 君	会計管理者	金 今 寿 信 君
監査委員	沼 倉 弘 治 君	監査委員事務局長	藤 倉 明 美 君

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第27回広域行政組合議会定例会

平成27年 3 月24日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議 長（武田ユキ子君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、平成27年 3 月13日一関地区広域行政組合告示第 3 号をもって招集の、第27回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議 長（武田ユキ子君） この際、諸般の報告を申し上げます。

受理した案件は、管理者提案12件です。

次に、管理者から平成27年度当初予算提案に当たり、平成27年度施策推進方針の表明の申し出がありました。

次に、金野盛志君ほか4名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

金野盛志君ほか2名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、小野寺監査委員ほか1名から提出の監査報告書1件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付しておりますので、これによりご了承願います。

次に、沼倉監査委員ほか1名から提出の監査報告書5件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付しておりますので、これによりご了承願います。

次に、議員派遣の決定をし、実施したものを、議員派遣報告書としてお手元に配付しておりますので、これによりご了承願います。

議 長（武田ユキ子君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議 長（武田ユキ子君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

議 長（武田ユキ子君） 次に、監査委員より発言の申し出がありますので、この際、これを許します。

沼倉代表監査委員。

監査委員（沼倉弘治君） 私は、代表監査委員の沼倉弘治と申します。出身は花泉でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

議 長（武田ユキ子君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議 長（武田ユキ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

5 番 菊 地 善 孝 君

12番 小野寺 道 雄 君

を指名します。

議 長（武田ユキ子君） 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

議長（武田ユキ子君） 日程第3、施策推進方針の表明について、先刻ご報告のとおり管理者から平成27年度施策推進方針の表明の申し出がありましたので、この際、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第27回一関地区広域行政組合議会定例会の開会に当たりまして、平成27年度の施策推進の方針を申し上げます。

当組合は、一関市及び平泉町からの負託により、ごみ及びし尿処理などの衛生事務並びに介護保険事務の共同処理に努めてまいりました。この間、組合運営が堅調に推移しておりますことは、議員各位並びに組合管内住民の皆様のご理解とご協力によるものであり、ここに改めて深く感謝を申し上げます。

今後におきましても、管内人口や高齢化率などの推移を踏まえ、ともに支え合い、ともに安心して生活できる環境を整備するため、負託された広域行政事務を構成市町との連携のもとに、効果的、効率的な執行に努め、管内住民の福祉の向上のための施策を推進してまいります。

まず、衛生事務について申し上げます。

新たな焼却施設及び最終処分場の建設については、県南地区ごみ処理広域化検討協議会において、平成25年11月に策定されました県南地区ごみ処理広域化基本構想に基づき、平成33年度の稼働に向け、狐禅寺地区への設置について取り組みを進めてまいります。

新施設は、一関市に設置された資源・エネルギー循環型まちづくり推進本部における検討を踏まえ、一般廃棄物の再資源化やエネルギーを生み出すことのできる資源・エネルギー循環施設として検討を進めてまいります。

また、焼却により発生する熱エネルギーを活用する複合施設や、施設を活用した学習、研修機能についても構成市町と連携し、検討を進めてまいります。

これらを踏まえ、新施設については、狐禅寺地区のまちづくりと一体的に進めていくことを提案し、住民の皆様のご理解とご協力をいただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

現在の廃棄物処理施設については、計画的な補修工事などにより、適切な維持管理の徹底を図り、ごみ及びし尿の安定的、継続的な処理に努めてまいります。

次に、農林業系放射能汚染廃棄物の処理についてであります。利用自粛牧草の処理につきましては、大東清掃センター及び東山清掃センター施設周辺の住民の皆様のご理解をいただき、昨年5月から焼却、埋立てを行っているところであります。

平成27年度におきましても、安全対策と監視に万全を期すことはもちろんのこと、施設周辺の住民の皆様への的確な情報提供を行い、安全安心を最優先とした処理に努めてまいります。

また、利用自粛牧草以外の農林業系放射能汚染廃棄物につきましては、国が狐禅寺地区に仮設焼却施設を設置し、指定廃棄物と一般廃棄物を混焼処理する計画となっており、その後、組合が仮設焼却施設を引き継ぎ、その他の汚染廃棄物と一般廃棄物を混焼処理することとしております。発生する焼却灰については、舞川清掃センターに埋め立てる計画としており、地区の振興について住民の皆様と検討を進めるとともに、ご理解とご協力をいただけるよう、引き続き丁寧な説明を行ってまいります。

一関清掃センターごみ焼却施設でこれまでに発生した8,000ベクレルを超える焼却灰につきましては、指定廃棄物として、放射線量の遮へい率が高い軽量コンクリートボックスに保管して、飛散防止、放射線量の低減など安全管理に努めてまいります。

舞川清掃センター及び東山清掃センターにおける焼却灰の埋立てにつきましては、国のガイドラインに定める方法に加えて、組合独自の安全対策として、放射性物質の飛散と漏えい防止対策を実施するとともに、放流水及び空間線量などの環境測定を定期的に行いながら、周辺住民の皆様の安全安心を確保するよう、安全対策に万全を期してまいります。

なお、大東清掃センターにおいて、住民の皆様にお示ししている1日の処理量を超えて焼却した事案がございましたが、誠に遺憾でございました。

管理者として深く反省するとともに、今後においては処理システム全体のチェック機能を高めるなど、適切な業務執行に努めてまいります。

次に、ごみの収集事業についてであります。平成27年度は、隔年実施としております粗大ごみの回収事業を実施するとともに、家庭ごみの収集につきましては、ごみの分別について、広報紙、ごみ収集カレンダー、ごみの出し方啓発用チラシの配布などにより、管内住民の皆様にもさらなるご理解、ご協力を得られるように努めてまいります。

また、ごみの再資源化やさらなる減量化に向け、新たなごみの分別方法やごみ袋の統一に向けての取り組みを進めてまいります。

さらに、小型家電リサイクル法に基づく小型家電回収事業の実施により、希少金属の回収を進め、資源循環型社会の構築に向け、構成市町とともに取り組んでまいります。

火葬場の運営については、引き続き指定管理者による管理を行い、管理運営の効率化と利用者へのサービスの向上に努めてまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

平成12年度から実施されました介護保険制度は16年目を迎え、今後も介護を社会全体で支える制度として、住民の皆様のご理解とご協力をいただくとともに、適正なサービス利用の周知に努めてまいります。

また、今後、人口減少と少子化、高齢化がさらに進むと予測される中、当組合管内における65歳以上の高齢者人口の割合は、平成26年12月末現在32.3%となっているところであります。

特にも、介護の可能性が高くなると言われる75歳以上の高齢者の割合が増加しておりまして、この傾向は今後も続くものととらえております。いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据え、中長期的な視野に立った施策の展開を図るため、第6期介護保険事業計画については、介護が必要になっても尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができることを基本理念として策定したところであります。

この策定に当たっては、管内住民の皆様のご意見、要望をいただくとともに、介護保険運営協議会での検討を行い、策定を進めてまいりました。

この計画は、介護、医療、住まい、生活支援、介護予防、これらが日常生活の場で適切に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、構成市町が策定する高齢者福祉計画と一体のものとして策定したものでございます。

第6期計画の介護保険料については、介護保険サービス費や要介護認定者数の増加等により、第5期計画に比べて増額が見込まれたところではございましたが、介護給付費準備基金積立金の活用により、その抑制を図ったところであります。

この計画に基づき、構成市町との連携を図りながら、地域包括支援センターの機能強化や限られた医療資源を活用した在宅医療と介護の連携推進、認知症高齢者支援対策の推進、生活支援サービスの充実・強化、介護予防の推進などに努めてまいります。

また、介護サービスの拡充については、特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図るため、広域型及び地域密着型の特別養護老人ホームの整備のほか、認知症高齢者などの増加に対応した認知症高齢者グループホームの整備を促進してまいります。

さらに、利用者が住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、施設への通所と短期間の宿泊や自宅への訪問を組み合わせた小規模多機能型居宅介護を初めとする在宅介護サービスの充実に努めてまいります。

介護予防事業については、引き続き構成市町との連携を図りながら、自立した生活が維持できるよう健康づくりを推進するなど、効果的に事業実施をしてまいりたいと思います。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の導入に向けて、構成市町及び事業者との協議を進めてまいります。

介護保険制度につきましては、第1号被保険者になる直前の64歳の方々を対象とした説明会を開催し、その周知に努めてまいります。

また、管内の介護サービス事業所の職員を対象に研修会を開催し、介護サービスの質の向上を図るとともに、事業者の介護人材の確保、介護職員の定着の支援に努めてまいります。

以上、平成27年度の施策の方針を申し上げます。

農林業系放射能汚染廃棄物の処理、新たな施設及び最終処分場の建設、第6期介護保険事業計画の推進など、広域行政組合が取り組むべき課題は多く、今後のこの地域にとって、極めて重要な時期を迎えていると認識しております。

広域行政組合の管理者として、その責務を重く受けとめ、一層の行政サービス向上と予算の効率的な執行に意を配しまして、地域住民の福祉の向上に誠心誠意取り組む所存でございます。

組合議会議員各位並びに組合管内住民の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。施策推進の方針といたします。

議 長（武田ユキ子君） 日程第4、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭をお願いいたします。

一問一答方式を選択した場合は回数の制限は設けませんが、時間は60分以内としますので、ご留意願います。

金野盛志君の質問を許します。

金野盛志君の質問は一問一答方式です。

10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） それでは、通告に従いまして、2項目について質問をいたします。

まず、介護関係について伺います。

予想を超える高齢化社会の中で、第5期の介護施設の整備は、その進捗はどのような状況にあるか最初に伺います。

まず1点目は、5期の全体計画、そしてその整備状況、そしてそれは待機者の改善にどのように効果があったのか、この点についてお伺いをいたします。

さらに、平成27年度から6期の介護計画となりますが、第5期の状況を受けてどのような取り組みの強化を行う考えか伺います。

そこで伺いますが、6期の全体計画、待機者の改善見込み、これらの計画達成の支援策をどの

ように考えているのかお伺いをいたします。

この計画達成のためには介護施設の人材確保が極めて重要であると考えます。一関市議会でも先の議会において、介護施設の人材確保の意見書を全会一致で採択したわけでございます。

しかし、平成27年度の介護報酬の改定で、平均で2.27%の介護報酬が減額となります。この介護報酬の減額で、運営する法人がどのような影響を受けているか、試算したものがあれば、その事例を伺いたいと思います。

次に、ごみ、廃棄物の減容化、これについて質問を行います。

私は、昨年9月の市議会において、リサイクル率向上とか、あるいは現在、東・西で異なるごみの出し方、ごみ袋の統一について質問したところ、市長の答弁で、広域行政組合において検討する旨の答弁をいただいておりますが、その後の検討状況についてお伺いして、この場からの質問といたします。

議長（武田ユキ子君） 金野盛志君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 金野盛志議員の質問にお答えいたします。

まず、第5期介護保険事業計画の施設整備計画の実績についてでございますが、第5期介護保険事業計画期間中の施設整備計画については、地域密着型サービス事業所の整備を行うこととし、特別養護老人ホームなどの入所待機者の解消や在宅での介護を支援するため、施設等の整備に取り組んだところでございます。

その計画と整備実績について申し上げますと、まず施設系のサービスについては、地域密着型介護老人福祉施設、いわゆる小規模特別養護老人ホームでございます。これで定員58人の計画に対して、これは実績がございませんでした。次に、認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症高齢者グループホームで、定員36人の計画に対して実績は27人となってございまして、合計すると、定員94人の計画に対して実績で27人ということになり、達成率は28.7%という数字でございます。

また、在宅系のサービスにつきましては、小規模多機能型居宅介護事業所で、登録定員50人の計画に対して実績は25人、それから訪問看護と小規模多機能型居宅介護事業所の機能を持つ複合型サービス事業所で、2つの事業所の計画に対して、これは実績がございません。それから定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所で、2つの事業所の計画に対して、これも実績がなしとなっているところであります。

また、入所待機者の状況でございますが、第5期計画期間中には小規模特別養護老人ホームの整備が行われなかったこともあり、特別養護老人ホーム入所待機者のうち、在宅で早期に入所が必要な方については、第4期計画期間終了時である平成24年3月末現在では167人、これが平成26年3月末現在で225人となっており、58人増加しているところであります。

また、認知症高齢者グループホーム入所待機者のうち、在宅の待機者については、平成24年7月末現在で63人、これが平成26年7月末現在で75人となっており、12人の増加となっております。

なお、施設整備に至らなかった要因についてお話をさせていただきますけれども、施設整備については事業者を公募することにより行うこととしているところでありますが、事業者を公募したところ、応募された事業者のうち、用地の確保がされていない、あるいは必要な人材の確保、資金の確保の確約が取れていないなどの理由から、採択に至らなかった事業者があったところであります。

また、一度採択した事業者の中にも、補助金申請事務や配置図の変更に時間を要する、あるいは建設が年度内に終わる見込みがないなどの理由から、辞退をした事業者があったところであります。

また、応募のなかった定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については、応募されない理由について伺ったところ、看護師など必要な資格を有する者の確保が難しい、介護職員が募集しても集まらない、資材の高騰、用地の確保が難しいなどの理由がございました。

次に、第6期介護保険事業計画の施設整備計画についてであります。第6期介護保険事業計画期間中の施設整備計画については、介護老人福祉施設、いわゆる広域型特別養護老人ホームで定員50人分、地域密着型介護老人福祉施設、いわゆる小規模特別養護老人ホームで定員232人分、認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症高齢者グループホームで定員90人分、介護老人保健施設で定員20人分、小規模多機能型居宅介護事業所で登録定員が29人分、看護小規模多機能型居宅介護事業所で登録定員が58人分、そして定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所で2つの事業所分、これらをそれぞれ整備することとしております。

これらの施設整備は、特別養護老人ホームの入所待機者や増加する認知症高齢者への対応として整備するものであります。特別養護老人ホームにつきましては、平成26年3月末現在における早期に入所が必要な在宅での待機者225人及び平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画期間において増加すると見込まれます入所待機者53人、合計278人の定員数の確保が必要であると見込んでおまして、小規模特別養護老人ホームも合わせて282人分を整備することにより、入所待機者の解消につながるものと見込んでおります。

また、認知症高齢者グループホームにつきましては、平成26年7月末現在における在宅での入所待機者75人及び平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画期間において増加すると見込まれます入所待機者16人、合計91人分の定員数が必要となります。平成27年3月に1施設9人分の増設があったことから、それを差し引いた82人分の定員数が必要となることを、全部で90人分を整備することにより、入所待機者の解消につながるものと見込んでおります。

これらの施設整備を行う事業者に対する支援策でございますが、用地の確保、資金の確保、介護人材の確保が課題であるところとらえているところでございまして、事業者からの要望などを聞きながら、構成市町や関係機関と連携を図り支援に取り組んでまいります。

特に、介護人材の確保につきましては、国が行う介護報酬改定にあわせた介護職員処遇改善加算の増額、県が行います求職者と事業者のマッチング事業などの介護人材確保事業、一関市が行う、介護職員を増やすことを目的として、介護職員初任者研修を修了した日から1年以内に、市内の介護事業所に一定期間継続して勤務した方を対象として、介護職員初任者研修を受講した際に支払った受講料に対し、5万円を上限にその2分の1の額を助成する介護職員初任者研修奨励金事業、それから一関市が3月補正予算に計上し、平成27年度に繰り越して実施することとしております。国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して、介護保険施設で未経験者などを雇い、業務に従事させながら訓練を行うとともに、介護職員初任者研修を受講させ、人材の確保につなげる介護保険施設等人材育成支援事業など、これらの周知を組合としても行いまして、構成市町などと一層の連携を図りながら重点的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、介護報酬の減額改定により法人が受ける影響についてでございますが、当組合管内に特別養護老人ホームなどを運営する社会福祉法人が試算した事例によりますと、その法人の収入は現在5億円ほどでございますが、介護報酬改定による介護職員処遇改善加算を加えても、収入は

1,000万円ほど減少する見込みとのことでございます。

次に、ごみの分別の強化、それからごみの出し方の検討状況についてでございますが、適正な分別を行いごみを排出していただくために、ごみの分け方・出し方テキスト、これを平成21年4月に一関清掃センター管内用と大東清掃センター管内用の2種類を作成して、組合管内の全世帯に配布しております。現在もそのテキストの内容に基づいて、ごみの排出をしていただいているところであります。

さらに、分別方法や排出方法の不徹底による事故などの事案が発生した場合には、管内住民の皆さんに分別についての意識を高めていただくため、分別の徹底啓発のチラシを配布し、注意を喚起してきたところでもあります。

なお、両管内においては、指定ごみ袋の記名の有無、指定ごみ袋の種類及び資源ごみの出し方が異なっております。平成33年度と計画している新施設の稼働前には、ごみの受け入れ品目などを精査をいたしまして、新しいごみの分け方・出し方に関するテキストを作成することとしております。

また、現在、組合内部において、事業系ごみの受け入れ基準の見直しを行っているところでございまして、事業系ごみの取り扱いに関する考え方などについて、改めて協議検討を進めているところであります。

一関市では、昨年12月に市役所本庁を会場に、資源の有効活用と焼却ごみの減量化を図るため、各家庭で不要になった古着の回収を試験的に実施いたしまして、約7トンの古着を回収したところでございまして、来年度は実施回数、実施地域を拡大する予定となっております。

次に、指定ごみ袋の統一についてでございますが、当組合において、過去に住民や関係団体の代表で構成する廃棄物処理懇話会を開催いたしまして検討した経緯がございます。

氏名の記入により排出者の自己責任を明確にすべきだとの意見があった一方で、プライバシーが守られないのではないかと意見もあり、記名の有無を含めたごみ袋の統一には至っていない現状でございます。

本年度は、一関清掃センター管内の指定ごみ袋の形状について変更を行ったところでありますが、指定ごみ袋の種類、記名の有無などについて、現在、構成市町と検討を行っているところでございまして、今後、廃棄物処理懇話会などでの検討を経て、平成28年度を目途に指定ごみ袋の統一を図りたいと考えております。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10番（金野盛志君） 再質問を行います。

その6期のそれぞれ整備する内容については答弁いただきましたけれども、これに必要な介護の職員、これは何人ぐらい必要というような見込みをしておりますか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） それでは、お答えいたします。

これに必要な職員は253名を予定してございます。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10番（金野盛志君） 5期が達成できない要因というのは、用地の問題とか人材、資金の問題もありましたけれども、やはり一番は人の確保ができないということが、私がそういう法人を伺って聞く中では、なかなか人が集まらないというようなこと、そして既に開所した事業所においても、フルに満床といいますか、そういうようにできるかということ、なかなか人が集まらないと、その

ためにフルにできないという状況があるということを聞いております。

これから253人の方を確保するために、私は、今までの延長上の取り組みでは何ともならないというか、いくら施設整備のそういう枠とか制度を用意しても、この人材確保というところができないと、その目標は達成できないと思うのですね。

そういう法人の方々からお聞きしますと、いろいろな支援策というのは考えられますけれども、即効性のある支援策としては、介護を目指す人材の確保、これは専門学校、岩手県内、たしか4校あるのですけれども、もうそこも定員割れしている状況、そういう中で市独自にこの介護を目指す方々に奨学資金、これも何年か勤めればそれは免除しますよというような、そういう制度が必要と思うのですけれども、いかがお考えか伺いたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） それでは、専門学校への独自の奨学金制度の創設のご提案につきまして、お答えをいたします。

県内では、介護人材確保対策として、平成27年度から奨学金を受けて介護福祉士などの養成学校を卒業した学生が市内の福祉施設に就職した場合、奨学金を支給する制度を創設した自治体が1団体ございます。

このような制度設計を、地方創生の総合戦略に盛り込むことについてでございますけれども、先ほど管理者の答弁にもございましたが、一関市では、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して人材の確保につなげるため、介護保険施設等人材育成支援事業を平成27年度に実施することとしておりますが、この制度の周知に努め、人材の確保を進めていくとともに、奨学金制度につきましても、一関市、平泉町とも意見交換をし、地域創生の総合戦略の一つとして盛り込むことの可能性を探ってまいりたいと考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10番（金野盛志君） その制度をできませんかという後に、一問一答ですから一回に質問できなかったもので、というのは、今言ったように、答弁、先にいただいたように、私は地方創生の総合戦略の中にこの介護の人材確保というところを是非盛り込んで、そして地域の市民の方々が安心して暮らせるという、そういうようなことをやっていくべきだと思うのですけれども、総合戦略は、いわゆる市長部局といいますか、そちらのほうで立てることなのでしょうけれども、いわゆる広域行政組合側としてそういう地方創生の総合戦略とかかわっていくというようなことも可能だというふうに考えておりますか。どうですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） それでは、地方創生に関する事業につきまして、広域行政組合が取り組めるかというふうな話でございますが、やはり広域行政組合も自治体の一つでございますので、やはりそういうふうなものは今後、一関市と平泉町と協議をしながら、こういうふうな事業を、やはりまち・ひと・しごとというふうな位置づけで、どういうふうな形で取り組んでいけるかというふうなことを協議してまいりながら、この検討を進めてまいりたいというふうに思います。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10番（金野盛志君） よろしく願いいたします。

それから、介護報酬の改定の件なのですけれども、私の地元といいますか、千厩にある法人に伺ってお聞きしたところ、ここはいろいろ総合的に事業をやっております、特別養護老人ホーム80床プラス29ですか、そういうものを経営していて、職員数が約100人超という、そういう団

体の法人なのですけれども、今回の介護報酬の改定でトータルで2,500万円減収になると、単年度で。一方、そして、人材確保という月額1万2,000円の、そちらのほうを取り組めば1,500万円ぐらいはそちらのほうに手当てがなるということのを伺ったわけです。

ただ、本体そのものが経営の基盤がしっかりしていなければ介護の人にわたるといいますか、報酬がわたるということについても困難なことが出てくる可能性がありますよね。特に東の法人というのは、公設民営で発足した法人なので、どこの地域も。こちらの一関地域は民設民営という、そういう生い立ちの違いがあるのですね。その公設公営でやったものですから、昔からの積立金とか、そういうものがある意味、そういうところまで目配りをしてこなかったという、そういう成り立ちがあるわけですね。

そうした中で、2,500万円という単年度当たり減収になっていくときに、これから本当にどうしてやっていこうかなというように悩んでいる法人の役員の方々が大部分ではないかなと思うのですね。

市でもそういう法人に伺ってそういうお話を聞いていると思いますけれども、そこについてどのように法人の方々は分析をして、どのようなことを市に求めているのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 法人の方からの内容の聞き取りというふうなことは、これまで特に行ってはございませんけれども、ただ、介護保険運営協議会におきまして法人の代表の方もいらっしゃいます。その中で、今、議員がおっしゃったような厳しい状況についてお伝えをいただいているところでございます。今後につきましては、いずれ計画の中で介護事業者の皆様方と、一体どの点が非常に困っているのかというふうなことも含めまして、協議をしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10番（金野盛志君） 是非、そういう法人の方々と話をする機会を設けて、そして先ほども言ったように、法人が発足したときの生い立ちも違いますので、その辺も踏まえて、どういう支援策があるかということを考えていただきたいなというように思います。

それから、次はごみのことについて、廃棄物のことについてお伺いをいたします。

私は大東清掃センターの公害防止協議会の委員も承っております、そういうところに行くと、一般の市民の方はごみを出すといいますか、燃やすところの方々のことはあまり考えていないのではないかと、ごみの量を減らすとか、そういうことに本当に市民の方々が一丸となって努力しているのだろうかということを、よくそういう発言をいただきます。

例えば、たしか市民1人当たり1日のごみの量が800いくらだというように承知していますけれども、東西においてごみの量というのは、1人当たり1日当たりどの程度になっているか伺いたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） ごみの排出量ということについて申し上げます。

家庭系の排出されるごみ、収集ごみというふうな、限定された言い方でございますけれども、それについて申し上げます。

平成25年度の家系ごみの1人当たりの排出量は、一関清掃センター管内では1日1人当たり623グラム、それから大東清掃センター管内では1日1人当たり492グラムとなっております。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10番（金野盛志君） 私は、ごみを出すということについては、東西で出し方が違っていますけれども、一つには名前を書くという、そういうやり方があるというので、今のような量の違いもあるのかなというように思いますけれども、どのような分析をしておりますか。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） ごみ袋に氏名を書くということによりまして、ごみの排出者が明確になるということから、家庭でのごみの分別が一層徹底される、これによりまして、ごみの減量化につながるものというふうな考え方をしております。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10番（金野盛志君） 今、市内といたしますか、平泉を含めてこの地域のごみというのは、大きな問題だと私は考えております。課題だと思っています。そして、新しい施設が整備されるまでは今の施設を運営していかなければならないということを考えると、リサイクル率、たしか14%ぐらいがリサイクル率になっているのですけれども、その向上とごみの出し方、量、こういうことをやっぱり減らして、今ある施設を大事に使っていくということが、やっぱり市民全体の共有として私はやっていかなければならないと思うのですね。

どどこに新しい施設を建てますよと言っても、すぐに1年後に建てられるわけではないのですよね。この辺について、本当に市民全体の課題、そして運動としてとらえて、どのように進めていくのか、最後にお伺いをして質問を終わります。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） ごみの減量についての取り組みということについてでございますけれども、今、ごみの分別の方法、それからごみ袋の統一というふうなことも含めまして、構成市町と協議しているところでございます。その後、当組合で廃棄物処理懇話会という諮問機関もございまして、こういった機関も含めまして検討を行っていただきながら、排出量の削減に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 金野盛志君の質問を終わります。

次に、那須茂一郎君の質問を許します。

那須茂一郎君の質問は、一問一答方式です。

8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 8番、那須茂一郎です。

通告に従って質問してまいります。

焼却炉のバグフィルターを通してどれほどの放射性物質、セシウムが放出されているのか、バグフィルターがあるから大丈夫とか、さまざまな論争が展開されてきました。この広域行政組合管轄の焼却炉の中にもバグフィルター装着の焼却炉があり、その炉で汚染牧草を焼却してきたことは周知のごとくでした。

しかし、燃やすことによりセシウムが気化し、煙とともに環境に再び出るのではないかと危惧を抱いてきたのも事実であります。

そこにバグフィルターがあり、そのバグフィルターが99%台で捕捉していると言われておりました。

しかし、反面、国会での質疑の中で、燃やした中に含まれている概算セシウム量の約75%ぐらいしか灰等に捕捉されていないとのこと、国会答弁もあり、多くの環境団体がこの差を懸念して

おりました。たしかに環境省のガイドラインによれば、その方法で測ることにより測定値が極めて小さく合理性があるかもしれない。しかし、この測定方法に疑念を持つ人たちが現れたのです。

ガイドラインの方法は、煙を蒸留水の中を通してセシウムが蒸留水に溶けず量を測るという方法ですが、疑念は、煙の中に含まれているセシウムがその蒸留水の中に十分溶けず、その検査装置の中でそのまま気体となって出てしまうのではないかというわけです。

いずれにしろ、さまざまな方法で測り、どの方法でも出ていないということは大切なことではないでしょうか。出ていなければ出ないで安心は継続しますし、出ているなら出ているで対策のしようがあるのではないのでしょうか。

この問題にどのように考えているかお尋ねします。

次に、狐禅寺地区に計画をしている仮設焼却施設、新焼却施設、最終処分場の建設についてお尋ねします。

ここ1年、客観的に見ましても、建設設置に向けての方向は進んでいるとは思われませんが、いかがでしょうか。

狐禅寺地区生活環境対策協議会の方々が今も強硬に反対している、このような地区に設置しても、資源・エネルギー循環型まちづくりはうまくいかないのではと懸念しているところがあります。

後者の方は、この町の新しい政策としての目玉として売りに出したいという政策です。それが、住民が相反するようでは、まちづくりはできないのではないかと懸念しているわけですが、いかがでしょうか。この地区に固執することは、何も得ることができないのではないかと懸念しています。そこまでしてまで住民に理解を求めていくのか、先が見えているのではないかと思います。いかがでしょうか。

以上、壇上での質問を終わります。

議長（武田ユキ子君） 那須茂一郎君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 那須茂一郎議員の質問にお答えいたします。

まず、ごみ焼却施設の放射性物質の測定についてのお尋ねがございました。

排ガス中の放射性物質の測定については、放射性物質汚染対処特措法という法律がございしますが、この法律に基づいて、環境省が定める放射能濃度等測定方法ガイドラインというものに基づいて実施しているところであります。

測定に当たっては、環境計量士の資格を持つ従業員のいる業者に委託をいたしまして、バグフィルター通過後の煙突の部分でサンプルを採取し、ゲルマニウム半導体検出器等で放射性物質濃度を測定しておりますが、測定開始以来、放射性物質はすべて検出下限値未満となっているところであります。

この測定方法は、唯一、国がガイドラインで定めている方法であり、環境省からは、廃棄物資源循環学会において災害廃棄物の燃焼試験などを行い、科学的に検証されたものであるとの説明を受けているところであります。

国の定める方法以外の方法で測定を実施することについてはありますが、環境省からは、新たな測定方法を採用する際には、実験室レベルでのデータを蓄積して、既存の測定方法とも比較しつつ、有識者による検証を経る必要があると伺っております。

組合としては、放射性物質濃度測定の結果を公表する立場にもありますことから、科学的な検

証を経て国が定めている現在の測定方法が、現時点での最良の方法と考えておりましたが、それ以外の方法については、測定値の信頼性などの観点から、実施することは考えていないところであります。

次に、仮設焼却施設、それから新しい施設及び最終処分場についてであります。当組合では、平成26年3月8日に、狐禅寺地区生活環境対策協議会代議員の皆さんに、仮設焼却施設、新しい施設及び新しい最終処分場の建設について提案をさせていただきました。その後、組合と一関市で、真滝2区から真滝6区の皆さんを対象に、平成26年4月と7月に説明を開催したところであります。さらに、平成26年7月には、環境省による仮設焼却施設に係る説明会、11月には、放射線と健康に関する講演会を開催するなど、放射性物質に関する安全対策について説明を重ねてきたところであります。現在のところ、住民の皆さんから十分な理解を得られるまでには至っていないところであります。

仮設焼却施設については、さらに農林業系放射能汚染廃棄物の処理の必要性と放射性物質に関する安全対策について説明を行うとともに、新しい施設については、今後は一関市に設置されました資源・エネルギー循環型まちづくり推進本部での検討内容も踏まえ、資源・エネルギー循環施設としての具体的な内容について提案をさせていただくこととなります。新しい施設の整備は単なる焼却施設ではなく、廃棄物を資源として熱や電力などのエネルギーを生み出すエネルギーセンター的な役割を持つ複合施設のシステムを一関市とともに構築していきたいと考えております。

今後とも、狐禅寺地区の皆様には丁寧な説明を重ね、ご理解をいただけるよう最大限の努力をしてみたいと思っております。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 質問は2つありますけれども、関連する部分もありますので、まず最初のほうから質問してまいります。

セシウムを測るとき、煙のセシウムを測るとき、蒸留水に通して、その蒸留水に溶けたセシウムをゲルマニウム法で測るわけですが、しかし、その蒸留水に十分、煙の中のセシウムが溶けるかということに対して結構異論があるようです。

例えば、先日、私たちの議員全員協議会の中でバグフィルターの専門家から説明されましたけれども、1分間に15リットル通す、その中で本当に十分溶けるかということに対して疑問があると。しかし、まず、出ている量は天文学的な小ささなので、その点はまず環境に出ても問題ないみたいに話されました。しかし、このセシウムが出ていることによって、非常にこれから新しく建設する仮設焼却炉にしる、それから新焼却炉にしる、大きな市民の方たちは不安があるわけです。これをきちんと測っていくのだということが大切だと思うのです。

その方法は、今現在さまざまに懸念されていますが、しかし、こういう方法もあるのだというふうに提案している方がいらっしゃいますが、その方法で測っても、なおかつセシウムが出ていなければいいと思うのですが、しかし、今現在その方法で、新しい方法では結構検出できるのではないかというふうに課題とされています。これを、やはり環境省のガイドライン以外に測っていく、そういう考えは改めて再度お尋ねしますが、ないでしょうか。というのは、環境省のガイドラインはガイドラインとして、別な方法で測っても出ないのだ、これが一番大切だと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長。

大東清掃センター所長（菊池覚君） 議員ご質問の測定方法についての考え方でございますけれども、測定方法の中に、環境省からのお話ですと、円筒ろ紙部と水ドレン部との測定方法があるわけでございますけれども、水の部分での吸収については、環境省のほうでは円筒ろ紙部と水を入れた吸収瓶を組み合わせて、サンプリングした試料に基づいて半導体検出器で測定をするというふうな仕組みになってございまして、吸収瓶のほうについては、ガス状物質の捕集を目的としたものでございますけれども、円筒ろ紙が破損した場合のバックアップの役割を持たせる、そういった観点から使用しているというふうに伺っているものでございます。

そういったことなども含めまして、先ほど管理者から答弁させていただきましたけれども、いわゆる他の測定方法という部分につきましては、いわゆる実験室レベルでのデータの蓄積、あるいは既存の測定方法とも比較しつつ、有識者による検証を経るといったようなことが必要であるというふうに言われております。

当組合といたしましては、広く市民の皆様方にその結果を公表するという立場にもありますことから、先ほど申し上げましたように、現時点での最良の方法であるということで、それ以外の測定方法については考えていないところでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） そこが一番大切ではないでしょうか。と言いますのは、どの方法で測っても出ないなら出ない、これぐらいの数字ならこれぐらいの数字だということだと思っております。しかし、今現在、まだ公にされていませんが、そういう方法もあるのだと、では測ってみるのだ、測ってみて、そのガイドラインに沿った公定法であれば、その方法とどれだけ差があるかということをごきちんとお示ししていくのだ、そのことが住民にとって非常に大切だと思うのです。

例えば、血液の検査であれば、A型だといってもさまざまな方法でA型を認定していくわけですね。ABO型とかMN型とか、RhマイナスなどでA型をきちんとしていくのだ。

もしもその煙から、環境省が言うように出ていないというのであれば、どの方法で測っても出ていないということが大切であって、そして出ているなら出ているでまた検討していくのだということが大切だと思うのです。そのことが一番大切なのに、それをしなければ、いろいろなことで新しい、例えば焼却炉を建てるにしても、それから何をやるにしても、煙から出ているのだということになれば非常に問題だと思うのです。

そのことも、例えば国会の質疑の中において、実際に概算として入れたセシウムの量の75%ぐらいしか灰や飛灰に捕捉されていないのではないかと、こういうことが出ているわけです。あとの25%はどこへいったという形で考えられて、それが空中にいったのではないかとというふうに考えられているわけです。そういうことも踏まえて、私はきちんとして対策を講じるべきで、皆さんに説明をすべきだと思うのです。

市民の団体たちは私たち以上にインターネットとかその他で情報を得て、多くの正確な情報を知っています。本当に私もいろいろな話を聞いて勉強させられていますけれども、やはりこの方法だけではなくて、もっと別な方法をやっても出ないのだということが大切ではないでしょうか。もしも、仮に出れば出たで別な方法、バグフィルター、二重三重、それからHEPAフィルターというのがありますが、そういうものを設置していくのだ、そういうふうな考え、もしも出る場合は新しい新焼却炉の部分も含まれますけれども、そういう考えはないですか。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長。

大東清掃センター所長（菊池覚君） 何点かご質問があったかと思っておりますけれども、お答えをさせて

いただきます。

まず、25%以上が大気中に放出しているのではないかというふうな国会での議論のお話がありましたけれども、これに対する環境省の考え方というふうなものを伺ってございますので、ご紹介をさせていただきます。

多分、議員ご質問の件は、鮫川村の実証事業における焼却前の関係かと思えますけれども、焼却前の処理対象物全体から無作為に採取した一部の試料の測定値を焼却対象物の放射性セシウム濃度として公表しておられるようではございますけれども、放射性セシウム濃度のばらつきが大きく、測定値が焼却対象物全体の放射性セシウム濃度の平均値と一致するとは言えないとされております。

また、国立環境研究所から、放射性セシウムを含む廃棄物を焼却した場合、焼却炉内の内側にある耐火物に一定量の放射性セシウムが付着し蓄積するという知見が報告されております。

これらの理由によりまして、焼却対象物と焼却灰のごく一部のサンプルの放射性セシウム濃度をもとに正確な物質収支を算出することは困難であるというふうに認識されているようでございます。

なお、仮に22%から47%の放射性セシウムが漏れているとすると、煤塵計で放射性セシウムが凝集した煤塵が検出されることになるわけですが、実際には煤塵は基準を十分に下回る水準で推移しており、そのような放射性セシウム濃度に相当する煤塵は検出されていないというふうなことから、指摘するような放射性セシウムの漏えいがないというふうな解釈になっているようでございます。

また、HEPAフィルターといったようなことについてご質問がございましたけれども、HEPAフィルターにつきましても、0.3ミクロンの、いわゆる空気清浄機等々に使われるフィルターというふうなことで伺っているところでございますけれども、大東清掃センターにおきましてはバグフィルターを備えておりますし、さらに二重に備えているというふうな形でございます。そういった中で、2月3日の議員さん方を対象とした勉強会等々の中でも、一関市議会の中で勉強会等もございましたけれども、いわゆるバグフィルターの一番捕集率の悪いところと言ったらいいでしょうか、そういった部分が0.1から0.3というふうなことで、さらにそれよりも小さいものについては捕集率が高まるというふうな説明があったところでございます。そういった観点からしても、十分にバグフィルターで捕集ができるものというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） いろいろとありましたけれども、一つ一つサンプルにばらつきがあると、サンプルの採取に。それはどこでもあることです。しかし、それは回数を経てやればいいことですね。その一度や二度の回数ではなくて、まずある程度の回数が必要なのではございますけれども、そして平均値を出していけばという話が出てきます。その回数というのは、大体何回ぐらいなさって、ばらつきがあるというふうになったのですか。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長。

大東清掃センター所長（菊池覚君） 先ほどご紹介したのは、環境省としての考え方というふうなことでお伺いしている内容をご紹介したものでございますので、正式に何回測定したかというふうなことについては把握していないところでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） それから周辺に付着しているという話でしたけれども、周辺に付着するの

だったら、大東の焼却炉にもバグフィルターがあるのですが、その周辺に付着した部分の、例えばごみとか灰じんなどの掃除の度に測ってみたことはあるのですか。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長。

大東清掃センター所長（菊池覚君） 今のご質問、大東清掃センターの清掃の際に炉壁、炉内にクリーンカーとかそういったものがあるわけですが、そういったものには放射性物質濃度といったようなものについては、たしか測定していたかというふうに思います。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 例えば周辺についた、そういうものも測った結果があるということですね。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長。

大東清掃センター所長（菊池覚君） いわゆる炉内、バグフィルターの前、あるいは減温塔といったようなところに煤塵、灰、飛灰が残っているというふうなものも当然ございます。そういったものを当然、煤塵等も含めて放射性物質濃度については測定しておりますので、その結果はあるかと思えます。今、手元に資料はないですが、測定しております。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 逃げた部分を、例えばその差があるとなれば、相当な高い部分というふうに推測されますが、本来はそういうことでありませんが、燃やしてセシウムが原子なり分子になると、そしてその大きさと、それからバグフィルターの網の目の大きさとどちらが大きいのでしょうか。私は、粉塵が付着した、煤塵等が付着したセシウムがバグフィルターに捕捉されると聞いていますが、単体となったセシウムは、やはり目は通るのではないかというふうにお聞きしていますが、そういうふうな考えをお持ちになったことはありますか。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長。

大東清掃センター所長（菊池覚君） ただいまのご質問についてでございますけれども、一般的に私も環境省からの説明といったようなことをよりどころにして考え方を持っているわけですが、環境省からのご説明ですと、炉内で800度以上で焼却をすると、そういった状態の中で放射性セシウムも気化して煤塵と一緒に排ガスとなって流れていくと、そういったことでもございますけれども、その途中の冷却室等々で減温されまして、いわゆるバグフィルター前では200度以下に温度が下がるわけでございます。その状態で、いわゆる放射性セシウムが気体状態として存在するという事は、沸点とかそういったものからして難しいというふうなことで、固体状態になるというふうなことで、いわゆる煤塵に凝集、または吸着されるというふうな形になっているというふうにお聞きをしているところでございます。そういったことから、ほとんどが、いわゆる飛灰、煤塵に吸着された形でバグフィルターのところで捕捉されるものというふうにご考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 私も当初はそう思っていました。しかし、セシウムが抜けているのではないかという話がありまして、それであればそれなりにそういう方法で測って、そして、それでもなおかつ、今の所長の話のようにそうだというふうに認定すべきではないでしょうか。

私は何も、今の所長の話を否定しているわけでもありません。気化してそれが冷やせば固体化する、しかし、一部はやっぱり気体となって出るのではないかという懸念もありますけれども、しかし、本当にそれが99%捕捉されて残りの部分だけがいつているというふうに私は思いたいのですけれども、しかし、そうであればそれなりに測って初めてそれはそのとおりだというふうに

認定すべきではないでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長。

大東清掃センター所長（菊池覚君） 議員ご質問のような考え方といったようなものもあろうかなというふうには思うところでございますけれども、先ほどの繰り返しになって大変恐縮でございますけれども、私どもといたしましては、いわゆる測定結果といったようなものを一般の市民の方々に公表するというふうな立場でございます。いわゆる出された結果といったようなものに対して、科学的に証明ができるというふうなことが公表の一つの要件になろうかなというふうに考えているところでございます。そういった観点から、現時点では、繰り返しになって大変恐縮でございますけれども、国が定めた方法が最良の方策であろうというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） あくまでも、そういうことに執着すれば、例えば新しい考えを持っている人たちを説得できないのではないかと思うのですね。そういう方たちが、この方法で測ってください、あの方法で測ってくださいと言ったことに対して、きちんと測ることによって、そしてセシウムが出ていない、こういうことが信頼に結びついていくのではないのでしょうか。

私は、そういうことに対しては前向きに検討していくべきだと思っています。

それから、所長の答弁の中において、二重にバグフィルターなさっているというふうに言われましたけれども、私は初めてお聞きしたのですが、二重にバグフィルター、2段になっていると、そういうふうな形の意味ですか、それとも二重と2段は違うのですか。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長。

大東清掃センター所長（菊池覚君） 説明が大変足りなくて申し訳ございませんでした。

大東清掃センターにおける焼却炉の構造についてでございますけれども、いわゆる一般に集塵装置というふうに言っている、ろ過式集塵機といったようなものがございまして、これが通常言っているバグフィルターということでございます。その後に、いわゆる活性炭吸着塔といったようなものが設置されてございまして、ここの中にもろ過式吸塵機と同じようなバグフィルターが設置されたものがございまして、そういった観点で二重にバグフィルターがついているというふうなご説明を申し上げたというところでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 是非、そういう点が今後、新しい炉をつくる上において非常に重要だと思うのですね。どの方法で測っても出ていないというふうな形でやればいいし、もしも万が一出ているのだったら、やはりバグフィルターにH E P Aフィルターを二重、2段にやっていくというものがあります。

例えば、福島で原発地域で使っていた作業服を燃やしている焼却炉があるのですが、その中でその焼却炉の排気ガスを押さえるために何段にもH E P Aフィルターを使って、排ガスからセシウムが環境に出るのを押さえているというふうな説明もありました。ですから、私たちもセシウムが多い中で暮らしているわけですが、そこで燃やせばまた再び環境に出ていくのだ、これを押さえるためにはどうするのだ、その前には出ているか出ていないか、きちんと正確に測って、出ているなら出ているで対策をしていくのだ、こういうふうな私は心構えが必要だと思います。ですから、この方法で測っているからただ出ていないというだけではなくて、そういうことを是非今後とも検討して行ってほしいなと思っています。

それから、次に、ちょっと狐禅寺地区の中において、団体名をちょっと正確に、狐禅寺の自然環境を守る会でした、強硬に反対している団体はですね。

それで、次の質問なのですけれども、問題は住民が割れた中において、こういう新しい設備とか設置とかやっていけないのではないかと、私はそういうことを一番懸念しているわけです。本当は住民が一致してやっぱり受け入れて、そしてどのような形でやっていくか、市の考える資源・エネルギー循環型まちづくりという方向でやることに対しては私も基本的には賛成なのですが、しかし、反対している中においてそれはやっぱり無理ではないかと私は思うのですけれども、その点はどうなのでしょう。改めてご答弁いただけますか。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 今のご質問にもございましたけれども、資源・エネルギー循環型まちづくりについてお話がございましたけれども、これにつきましては、昨年度、狐禅寺地区については3月8日に代議員に対する説明会の後、4月、それから7月に各行政区ごとに入って説明会をいたした後に、こういったまちづくりというふうなことを一関市でもって設置してまいりましたけれども、それについてもこれからは説明を申し上げる機会が必要であろうというふうに考えてございます。そういったことも含めまして、丁寧な説明を続けてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） もしも説明がよくて、住民もいろいろな人たちがいるかと思いますが、その中で平行線をずっとたどっていったとき、どの時点において判断するのか、例えば地区住民の住民投票によるのか、それともある程度ここまでだということ強行するのか、まずどうしてもだめなのだというふうに撤退するのか、そのうちの3つのうち1つぐらいになるかと思うのですが、どういうふうに例えば具体的に今後の進行方法は考えているのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 先ほど答弁いたしましたことに尽きるわけでございますけれども、今この新しい仮設焼却炉を含めて新しい施設の建設について、より丁寧にご理解をいただけるように最大限の努力をしていくという、それに尽きます。いつまでにどうこうするというふうな期限を切つてのものではないと私は考えております。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） では、その期限は平成三十何年でしたか、その時期においてまず切り替えるというふうな話も最初されましたけれども、それにこだわらないでまず話し合いを進めていくのだという考えですね。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 最初に平成33年ありきということではございません。現時点でご理解をいただけるように最大限の努力をしていきたい、それを当面そこに最大限の努力をするということでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） やはり、そのとき、狐禅寺地区になるかほかの地区になるかは別として、この放射能の問題に対して、きちんとやっぱり対策なり、まずやっていくのだという方向が一番大切でないかと思うのですね。そして、この灰の処理と、それからこの空中に出ているセシウムをどうするのだという問題があると思うのですね。それが今、先ほど、前の質問で出ていないと

なれば、やっぱりどんな検査をしても出ていないのだということを示さなければならないと思うのです。

今現在の環境省のガイドラインは、また言いますけれども、なかなか蒸留水にセシウムが溶けていないのではないかというふうに懸念されているわけです。そういうことも踏まえて、新しい方法があるのだったら、本当にどんな方法をやっても出ていないのだということをもっと一番に示さないと、住民の皆さん方は、まず周りの住民の皆さん方含めて、うんという形にはならないのではないかというふうに私はずっと前から懸念していますけれども、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 先ほど来、セシウムの検出についてのご質問をいただいているところでございますが、やはり我々といたしましては、何度か答弁をさせていただいておりますが、国が国立環境研究所で研究をした成果をもって、こういうふうな形でもって測定をすべきであるというふうなガイドラインを示しているところでございますので、これに従って我々は測定をしてみたいと思いますし、また、その精度につきましても、我々としても可能な限り情報を収集しまして、住民の皆さんにご理解いただけるような説明を重ねてみたいというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） だからこそ私は大切だと思うのです。

私は、前の職場で検査を担当してきました。そして、いろいろな検査方法があると、そしてその誤差もそれぞれ、この方法では実際よりはこのぐらいずれている、この方法ではこのぐらいずれているという話ですね、みんなそれをチェックして検査方法ですね、やってまいりました。ですから、いろいろな検査方法を提示されたとき、やっぱり本当はこれぐらいあるのだと、しかし、この検査方法ではこのぐらいのプラスだと、それからこの検査方法ではマイナスの是正だということが私は必要だと思うのです。だからこそ検査して皆さんに示すとき、信頼が出てくるわけですね。これをきちんと示していかないと、新しい部分の焼却炉の方も進まないのではないかというふうに私は懸念します。きちんとした形の部分ですね、住民の不安を一つ一つ手前から取り除いていくのだ、このことは基本ではないでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 環境省とは市長が何度も環境省のほうに訪問させていただいているわけですが、その際に環境省のほうからも、いろいろな疑念がある場合については、環境省がみずからこちらにおいでいただいて説明をしたいというふうなことも承っておりますので、そういうふうな形でもって住民の方々の疑念が解消できるような、そういうふうな機会も設定をしながら、ご理解をいただけるような取り組みをしてみたいというふうに考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） いろいろと私もきちんとした主張は言いましたし、それからそれなりに答弁はありました。しかし、住民が不安と思っている部分を解決していくのだ、もう少しやはり市としても、行政組合ですが、行政組合としてもそれを進んで住民のやっぱり疑問にこたえるように、どんな方向でやられても科学的にきちんと対応できるのだというふうなことが大切だと、私はずっといろいろな流れを客観的に聞きながら思っていました。

それから、一番最初に強硬に反対しているという団体のことがありましたけれども、それは狐禅寺自然環境を守る会でしたので、その点は訂正しておきますので、よろしく願いいたします。

私の質問を終わりますが、是非、皆さんの住民の不安を取り除くような施策をお願いしたいと思っています。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 那須茂一郎君の質問を終わります。

次に、岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみ君の質問は、一問一答方式です。

2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 日本共産党の岡田もとみです。

通告に従って質問をいたします。

初めに、新焼却施設の建設についてお伺いします。

昨年は、4月及び7月に狐禅寺地区を対象とした説明会を開催いたしました。そこでは、住民から、3つの施設を一度に説明しないでほしいなどの意見が出されましたが、そうした要望を踏まえた3回目の住民説明会は開催されていないところです。

また、今年に入り、2月16日、狐禅寺の自然環境を守る会の方々との懇談会が行われましたが、地域住民の不安を払拭するような懇談会ではありませんでした。地域住民の方々との信頼関係が築けないまま1年が経過しています。

管理者は地元住民の意向についてどのような認識でいるのかお伺いします。

2点目は、平成27年度施策推進方針について伺います。

新焼却施設建設について、平成33年度の稼働に向け、狐禅寺地区の設置について取り組みを進めるとのことです。この新年度について、どのような対応を考えているのかお伺いします。また、昨年来の説明会どおり、平成33年の稼働とするならば完成まであと6年、完成までのスケジュールが検討されているはずですが、新焼却炉建設の見通しをこの機会にお示ししていただきたいと思っています。

次に、介護保険の改定、介護報酬引き下げの影響と対策について伺います。

介護保険の改定によって、要支援の高齢者の介護予防サービスが介護保険制度から外され、市の総合事業に移されます。しかし、全国的にも新年度から市町村が総合事業を実施しようとしているのはわずか7%、当組合も含めほとんどが実施できない状況にあります。その問題点は何なのでしょう、お伺いいたします。

2点目は、第6期介護保険事業計画の施設等整備計画について伺います。

3年間で15事業所、479床を整備しようとするものですが、この計画に対して介護職員は、先ほどご答弁がありました、253名が必要だということですので、ここでは答弁はよろしいですので、よろしく願います。

また、介護報酬が2.27%引き下げられます。

私は市内の特養ホームからお話をお伺いいたしました。介護職員の待遇改善のための報酬を除けば、特養ホームでは6%の削減になり、50名定員で年間1,000万円以上を超える減収になると。そして、地域包括支援センターでは300万円の減収だということでした。介護報酬削減の市内介護施設への影響について、具体的にどうとらえているのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。ご清聴ありがとうございます。

議長（武田ユキ子君） 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 岡田もとみ議員の質問にお答えいたします。

まず、新しい施設の建設についてでございますが、狐禅寺地区への新しい施設の建設については、真滝2区から真滝6区の住民の皆さんを対象といたしまして、行政区ごとに平成26年4月、それから7月の2回、説明会を開催したところでございます。さらに、平成26年7月には、環境省による仮設焼却施設に係る説明会、これを開催いたしました。また、11月には、放射線と健康に関する講演会を開催いたしまして、放射性物質に関する安全対策、健康に対する不安解消の機会の創設に努めてまいりました。

また、本年の2月16日には、狐禅寺の自然環境を守る会の皆様からの要請がございまして、懇談会を開催したところでございます。この懇談会におきましては、管理者として、また、一関市長として、いただきました質問に対して真摯にお答えをしたつもりでございますが、すべてご理解をいただけたものとは受けとめていないところでございます。

今後、これまでの経緯を踏まえまして、狐禅寺地区生活環境対策協議会と協議を行いながら、狐禅寺地区の皆さんのご理解をいただけるように、丁寧な説明を重ねてまいりたいと考えております。

次に、新しい施設建設までの見通しについてでございますが、昨年11月に一関市に設置されました資源・エネルギー循環型まちづくり推進本部における検討を踏まえながら、改めて狐禅寺地区のまちづくりと一体的に進めていくことを提案してまいりたいと考えております。

昨年の3月8日に、狐禅寺地区生活環境対策協議会の皆様方に説明、提案をさせていただいてから1年が経過したところでございますが、仮設焼却施設、新施設とも、一関、平泉町にとっては早急に取り組まなければならない重要な施設でございます。

これまで住民の皆さんからいただいたご意見を重く受けとめた上で、改めてこれらの施設の建設について、現在、組合と市で取り組んでいる資源・エネルギー循環型まちづくりの内容なども紹介をしながら、住民の皆様方のご理解がいただけるよう、狐禅寺地区生活環境対策協議会との懇談会を開催して、お話をさせていただきたいと考えております。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業への移行の課題についてでございますが、支援を必要とする高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体でこたえていくため、地域支援事業のうち介護予防事業は、今回の介護保険制度の改正によりまして、介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとされたところであります。

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援1、または要支援2に認定された方が利用する介護予防サービスのうち、現行の訪問介護や通所介護のサービスに相当する事業、それから、現行のサービスの人員などの基準を緩和したサービス、また、住民主体によるサービス、さらには、これまでの二次予防事業に相当する短期集中介護予防サービス、これらの事業を実施するもので、現行の介護事業所だけではなく、NPOやボランティアなどの多様な事業実施主体により、サービスを提供することも可能とされているところであります。

介護予防・日常生活支援総合事業は、平成27年の4月から平成29年4月までの間で各保険者が実施することができるとされております。厚生労働省の調査では、平成27年度中にこの事業の実施を予定している自治体は、全国で114団体、岩手県内では2団体にとどまっているところであります。この理由としては、現在行われているサービスから円滑に移行するための現状把握や多様な主体による新しいサービスの確保に一定の時間を要することがあるためと考えているところであります。

当組合といたしましては、第6期介護保険事業計画において、平成27年度及び平成28年度は現行のサービス提供を維持しつつ、構成市町や関係機関と十分に協議、検討いたしまして、地域の実情に応じた多様な主体によるサービス確保を図った上で、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施することとしているところであります。

次に、施設整備計画に対する介護職員の必要数についてでございますが、これは先ほど壇上から議員のほうから答弁不要とのことでもございましたので、省略させていただきます。

介護報酬引き下げによる施設整備への影響についての部分を答弁させていただきますが、事業者からは、職員向けの処遇改善分が加算されたとしても、介護報酬全体が引き下げられることにより、事業所としては減収につながるのではないかと、あるいは経営が不安定化し、職員数を減らしたり、いわゆる正規雇用職員を非正規職員に置きかえたりせざるを得なくなるのではないかと、あるいは介護報酬引き下げにより賃金の減額も予想され、ますます介護職員の確保が難しくなるのではないかと、さらには介護職員の確保の見込みが立たなければ、新たな施設を整備することは難しくなるのではないかとといった話を伺っているところであります。

当組合では、増加している特別養護老人ホーム入所待機者や認知症高齢者への対応として、施設などの整備を計画しているところでありますが、施設整備には介護職員の確保が極めて重要であると認識していることから、国が行う介護報酬改定にあわせた介護職員処遇改善加算の増額、あるいは県が行う求職者と事業者のマッチング事業などの介護人材確保事業、さらには一関市が行う、介護職員を増やすことを目的として、介護職員初任者研修を修了した日から1年以内で、市内の介護事業所に一定期間継続して勤務した方を対象とする介護職員初任者研修を受講した際に支払った受講料に対し、5万円を上限に2分の1の額を助成する介護職員初任者研修奨励事業など、これらの周知に努めまして、構成市町と一層の連携を図りながら、介護人材の確保、介護職員の定着、この支援に努めていきたいと思っております。

議 長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） それでは、新焼却施設の建設についてから質問させていただきます。

住民の意向についてお伺いしたわけですが、管理者からは、その点については答弁がございませんでした。私は、住民の意向というものは、安全で健康にその地域で引き続き生活するためにその営みを求めているのではないかと考えております。

管理者は、施策推進方針でも、ともに安心して生活できる環境を整備するとお話ししていました。同じ地域に何度も焼却炉を建設すること、数十年もの長期にわたって焼却炉が地域に存在することについて、環境上問題だという認識はありませんか。

議 長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 地域の方々がこれまで長年にわたって焼却施設を受け入れてきたということは重々理解しているつもりでございます。それを踏まえた上でお話をさせていただいてきているわけでございます。

私は今でも新しい施設というものが地域住民の負担になるようなものにならないように、そういうところに目標を置いて考えていきたいと思っておりますので、地域住民の皆様方との今後の説明、話し合い、そういうものには十分留意していきたいと思っております。

議 長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） この1年間ですね、特にそういった管理者が説明会でお話ししている世界最先端の技術でもってつくるので安心だというものについて、何一つ具体の説明がなかったので

すね。当局といいますか、広域行政組合のほうでもいろいろな情報を収集していると思いますが、今、盛岡市でやはり新焼却炉をつくるという現状にあります。焼却施設周辺の住民にこれ以上の環境負荷を負わせることは問題だと岩大の元教授が調査結果を明らかにしていますが、その情報はご存じでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） ただいま議員がご発言なされたことは、県の議会の中で質疑があったというふうなことではないかなというふうに思っております。

環境負荷というふうなことでございますが、やはり県では、いわゆる県の答弁書を見ますと、一般論としては環境基準がありますので、蓄積されて被害が生じるというふうなわけではないというような答弁をされているというふうに我々としては伺っております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 盛岡市のクリーンセンターの場合ですね、環境負荷の調査結果によりますと、公害防止協定によって1日当たりの有害排出物の基準はクリアされているにもかかわらず、平成10年からの運転期間なのですが、この期間15年間の間に窒素化合物、硫黄酸化合物、塩化水素などの排出量が2,000トン、ダイオキシン0.1グラムに及ぶ有害物質が降り注いでいるということで、これ以上一部の地域住民にのみ負担を負わせるべきではないと指摘しています。このことが盛岡市議会でも問題になっています。環境への負荷はゼロではないということが明らかになりました。そこで暮らす住民にとっては重大な問題です。

一関清掃センターの現状を考えますと、規模は違うにしろ、老朽化や平成33年という計画期間を考えた場合、良好な環境の維持という観点から、狐禅寺地区が適地かどうか、まず調査すべきではなかったのではないのでしょうか。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 狐禅寺地区にありましては、かねてその覚書というふうなものがございます。そして、そういうふうな中におきまして、今後、狐禅寺地区の振興を図っていくというふうなことの視点を踏まえまして、新たな狐禅寺地区へというふうな形で提案をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 初めから、やはり狐禅寺地区への環境影響に対して配慮すべきだったと思います。初めから狐禅寺地区ありきの進め方に問題があると思います。覚書を重く受けとめているのであれば、前市長が検討していたと思われるそういった内容を白紙にして狐禅寺ということで進めているような現状もありますので、やはり行政という視点から言えば、積み重ねですね、そういった検討結果も踏まえた中で検討すべきではなかったかと思っております。

新年度の対応についてですが、去年は答弁にもあったように、2区から6区の全公民館で説明会を二巡しているのですね。2回、しかも、同じ説明をしても住民の理解は得られなかったわけです。そして、7月の説明会以降、年内は市民に何の対応もなかったと聞いていますが、管理者が再三に言っている丁寧な説明とは具体的にどのようなものなのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 今の7月以降、何らこちらから説明していないということですがけれども、先ほど答弁したように、二度目の説明会を終了した後、それまでの説明会の中で住民の方々からさま

ざまな質問等が出て、その説明会のときに十分な回答ができなかったこと、あるいは住民の方々が不安に思っている事項等について、その後で環境省のほうから仮設焼却施設に関する説明会の開催をしたり、あるいは放射能に対する不安の解消のために講演会の開催をしたり、そのようなこちらからのアクションは起こしてきているわけでございます。何もしていないということは違います。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 昨年の議会の中で管理者から年内に地域要望などをまとめて示したいという答弁もありましたが、そういったことはされたのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 地域の方々から以前から要望が出されておりました要望箇所等の現地調査を私みずから行いまして、すぐに例えば道路改良でございますとか、すぐに着手できるものはその場で決断をして実行に移すように指示をして、そういうことを繰り返してやってきております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） そういった年内の講演会や地域要望に対しての対応に努力しているということなのですが、そういったことで市民への信頼、そして新焼却施設建設についての理解が得られていない現状にあるというのはどういうことなのかお伺いしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 私が言った、以前から地域からの要望があったことに対して現地調査をして、現地の視察をして、それをすぐ実行に移してきているということは、以前からの要望が何ら着手されないままに長年にわたって放置されてきた部分がある、だから、まずその部分は新しい施設云々とは切り離して私は考えているところでありまして、これまでのそういう約束事項をしっかりと履行していくのが、まずそこをきちんとやらなければ信頼関係云々の話にはいかないだろうと私は思っております、それで11月、12月で現地に入って、要望のあった箇所をすべて見て歩いたわけでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 住民との現状はいまでもって混迷を深めています。新焼却炉建設の合意には、ほぼ困難だと先ほど那須議員からも質問がございました。私も同意見でございます。

現在の焼却炉があつと何年持つのか、一部の地域だけに固執して協議を進めていくことについても、期限を切らないという先ほど那須議員の質問の答弁にもございました。私は新年度の早い時期に解決すべき問題だと思っております。その点についていかがですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 私も同様でございます。可能な限り早く、早期に解決をすべき問題、そういう認識には変わりございません。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 今の焼却炉がいつどのような事態になるか、事故等ですね、危惧するものです。管理者も早い時期に解決したいというのであれば、やはり一つの地域に固執する協議をいつまでも続けるというのではなくて、専門家や住民参加で適地を選考する検討委員会などを設置してはいかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 基本的なこととして、現時点で新しい施設、仮設焼却炉も含めてですけれども、

新しい施設について狐禅寺地区の皆様方に提案をさせていただいているところであるのです。ですから、まずはそのことについて説明を尽くして、そこが管理者としての一番の責務であろうというふうに私は認識しております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 新焼却炉建設についてですね、きちんと期限を切って方向を持って対応していく、そういったことが解決への大事な進め方だと思っておりますので、狐禅寺地区への協議というものをきちんとめどを持って取り組んでいただきたいと思います。地域の環境を守りたいという住民の思いには根強いものがあります。管理者のまちづくりの思いも強いという答弁も何度もお伺いしておりますが、環境アセスメントの基本的な考え方から見ても、ごみ焼却施設は、一定期間その地域で負担したいのであれば次は別の地域で負担する、こうした公平な考え方を基本に据えて検討することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 期限を切ってというふうなことでございますが、やはりこれから資源・エネルギー循環型のまちづくりというふうなものを提案をさせていただきながら、仮設焼却施設、それから新しい焼却施設、最終処分場について、やはり地域の振興とそういうふうな資源・エネルギー循環型のまちづくりが整合して進められるような、そんなふうな説明を重ねさせていただきながら、この施設の建設についてご理解をいただけるような努力を積み重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 資源・エネルギー循環型のまちづくりについては、全市で取り組むことだと思いますが、そういった市民参画についてどのように対応しようとしているのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 資源・エネルギー循環型まちづくりに関しましては、やはり今後、具体的になってくるわけですが、これは行政だけで取り組めるものではございません。やはりいろいろな形で計画を立ち上げていくわけですが、そういうふうな中にいろいろな形でもって市民の方、あるいは事業所の方、そういうふうなものの参画、あるいは協議、そういうふうなものを重ねながら組み立てていくべきだというふうに考えてございますし、そんな形で取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 狐禅寺地区での新焼却炉建設とそのまちづくりの整合性について、何も展望も根拠もない方針ではないかと思えます。まちづくりとごっちゃにして説明すれば、また狐禅寺地区の方々から不審を買うことになると思うのですが、その点についてはどのような留意をしていく方向なのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 資源・エネルギー循環型まちづくりの中におきまして、新しい焼却施設にありましては、資源がその地域で循環する、エネルギーが循環する、そういうふうなまちづくりの中核となる施設だというふうに我々としては位置づけてまいりたいというふうに考えているところでございます。やはりいろいろな形ですべての、いろいろな種類の資源・エネルギー循環型の施設となるわけですが、そういうふうなものを一関市内にある、あるいはこの一関地方にあるそういうふうな資源をどういうふうな有効に活用し、この地方の中で循環をさせていく

か、そういうふうな視点でもってその地域をつくっていく、そんなふうなまちづくりだというふうに我々は進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ごみ焼却施設について、先ほど一定期間の負担を負えたら次の別な地域で負担する、こうしたこともまちづくりの一環ではないでしょうか。こうした公平な考え方を基本に据えることが大事だと思っているのですけれども、その点についてはいかがですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） いろいろな施設の設置場所については考え方、今議員のご発言のような考え方もおありかと思えます。やはり、今回、我々が今お願いしております、提案をさせていただいておりますのは、狐禅寺地区に新しい焼却施設、最終処分場を設置させていただいて、そしてその中で資源・エネルギー循環型のまちづくりと連携した、そういう地域のまちづくりを、あるいは地域の振興を図ってまいりたいというふうな提案をさせていただいているわけでございます。そういうふうな提案についてのご理解をいただけるような取り組みを図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 次に、介護保険について質問いたします。

総合事業の中での問題点として、介護保険の第5期計画の期間から総合事業を導入している山梨県の北杜市では、厚生労働省もモデル事業として紹介していましたが、高齢化率が年々上昇しているにもかかわらず、介護保険の認定率は、総合事業導入前の12.9%から導入後の10.8%と低下しています。窓口の担当者が簡単な基本チェックリストで利用者が要介護認定されないような対応をしているということでした。実際、厚生労働省のガイドライン案によりますと、窓口担当者が要支援相当と判断した人のうち要介護認定を受けさせるのは、訪問看護や福祉用具貸与など、保険給付に残ったサービスの対象者に限定し、訪問、通所系サービスの対象者は要介護認定を省略する方向ということが明記されています。こうしたことを、当組合でも平成29年度4月から総合事業を実施するわけですが、こういった現状を見ますと介護保険外し、そういったことが仕組み上されるように思われるのですが、この点についてはどのようにとらえているのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） この度の介護予防・日常生活支援総合事業への移行につきましては、支援を必要とする高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体でこたえていくための地域支援事業のうち、介護予防事業を新総合事業へ移行するというところでございます。これらの中にあっては、さまざまな利用サービス、予防サービスの内容がございまして、

それで、まずは現行の訪問介護や通所介護に相当する事業、それから現行のサービス事業を緩和する事業というふうなことで、住民を主体とする事業ということになってございます。これらの認定に際しましては、まず相談業務の中でそれぞれの被保険者の方の目的や希望するサービスについて、十分に内容をお聞きするというふうなことがございまして、それらの中で、その方々の症状に合ったサービスについてご提供を申し上げるというふうな内容になってございます。

議員ご指摘のように、この事業について、介護予防外しというふうなことについては考えておらないというところでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 現行制度では、まず要介護認定を行っています。そうした中で、新制度に

移行されれば、窓口の判断で要介護認定の省略が可能となるシステムになると思うのですが、この点については問題だと認識しているところですが、この点についてどのように受けとめているのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） お答えいたします。

窓口の相談受付についてでございますが、まず相談受付時につきましては、被保険者の方より相談の目的や希望するサービスについて、まず聞き取りを行います。窓口担当者はサービス事業、要介護認定等の申請、一般介護予防事業について説明を行います。特にサービス事業はその目的や内容、メニュー、手続き等について十分に説明を行うということにしております。その中で、明らかに要介護認定が必要な場合や予防給付や介護給付によるサービスを希望している場合などについては、要介護認定等の申請の手続きにつなぐということになってございます。それから、介護予防のための住民主体の会話の場など一般介護予防事業の利用のみを希望する場合、それらのサービスにつなぐということになってございます。というふうな流れでございますので、議員ご指摘のような対応になることのないように、十分な相談内容についてお聞きをしながら丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ガイドライン案には、本人に対しても要介護認定を受けない方が迅速なサービス利用が可能であることを説明せよというような指示もあるようです。やはり今答弁されたように、きちんと十分な説明をして、適切な対応、高齢者に必要なサービスを受けられるように、新年度、平成29年度の4月から実施される総合事業に対応していただきたいと思っております。

介護報酬引下げの問題なのですが、介護報酬の引下げによって、盛岡ではもう既に事業所が撤退しているという事態にもなっているようです。当組合管内の事業所の実態について、いろいろと答弁がございましたが、事業所を支援する対策について、先ほどいくつか管理者からの答弁もございました。特に事業所からの要望等はどういうものが多いのか、そういったものを支援策に反映することが必要だと思いますので、お伺いします。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） それでは、お答えいたします。

各事業所からの内容につきましてでございますけれども、まずは施設整備ができないということと人材が不足するというのは対でございますけれども、この中で事業用地の確保がなされていないというふうなこともございます。それから、必要な人員の確保や資金の確保の確保が取れていないというふうなこともございました。あと、そのほかには、やはり今回の報酬の引下げ等によりまして、職員の処遇改善加算を国が月1万2,000円ほどの手当てを行っているのですが、そもそも介護報酬が引き下げられることによって事業所自体の運営が大変困窮するというふうな意見等が出されてございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 介護の現場はチームワークで高齢者の生活を支えています。今ご答弁あったように、事業所から介護職員だけの賃金を上げるわけにはいかないので、やはりそういった点で何かしらの支援が必要だということを伺っています。また、要支援者は介護保険から外されて市町村の総合事業ということになるのであれば、事業所を支援するための支援策について一般会計からの繰り入れも検討していく必要があると思うのですが、いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 各種事業所等への支援等につきましては、いずれ構成市町との連携を図りながら対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 是非、引き続き介護事業所の実態を調査していただいて、介護保険法の見直しと介護報酬引き下げの撤回などを国へ強く求めていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

尾形事務局次長（尾形秀治君） 議員ご指摘の内容につきましては十分検討させていただきますけれども、広域行政組合でつくっております全国的な組織等もございますので、そちらのほうへも意見等を出させて対応していきたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 岡田もとみ君の質問を終わります。

午後1時20分まで休憩します。

休憩 午後0時20分

再開 午後1時20分

議長（武田ユキ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、菅野恒信君の質問を許します。

菅野恒信君の質問は、一問一答方式です。

16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 日本共産党市議団、菅野恒信でございます。

今、一関地区広域行政組合が担っている業務は、住民に最も注目されている最重要事項であります。介護にしても放射性物質処理を含む焼却施設処分場の問題も待ったなし、今、当局におかれても、また、我々議会においても全力投球でその解決が求められているところであります。

私の質問は通告どおり、介護充実についてのテーマ、また、資源・エネルギー循環型まちづくりと喫緊の課題である焼却場の問題について、そして、3つ目に、広域行政組合が関係する労働者の待遇改善などについて、3点質問をさせていただきます。よろしくご答弁をお願い申し上げます。

最初に、介護サービス充実についてであります。

昨年の介護保険法改定及び新たに法制化された医療介護総合確保推進法に対応する条例、あるいは当一関地区広域行政組合の第6期介護保険事業計画の策定及び予算などが今度の議案となっております。

伺います。

私は、そもそも国の法律改定、あるいは法制化が、住民、高齢者及び保険者にどんな影響を与えるものなのか、関係者からは介護保険始まって以来の改定・改悪だとの指摘も出ております。事前に配付された施策推進方針で、第6期介護保険事業計画は、今日の管理者の方針の中にも言われておりましたが、介護が必要になっても尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを基本理念に策定すると述べられています。それは立派なものだと思います。

しかし、一方で、2、3日前に地元の新聞でも報道されました、写真入りで一関の社会福祉法人理事長がこのように述べておりました。国が提案している地域包括ケアシステムに首をかしげ

ながら、介護するのも親を前にして涙が止まらない現実、正常心が失われ殺気立つ気持ちを押さえる日々と、このように書かれておりました。

管理者として、今回の国の改定、制度化をどう受けとめているのか、そして、第5期計画の達成度と第6期の目標について、これはこれまで3人の議員の質問、あるいは答弁にありましたので、簡潔にポイントを答弁していただければありがたいと思います。

それから、これは第5期でも強調されておりましたし、今度の第6期でも強調されております。介護保険、あるいは地域の介護サービスの大きな柱となる地域包括システム、これはまちづくりの拠点になるものだと私は理解しておりますが、今、一関市や平泉町で策定をしている総合発展計画や協働のまちづくりなどについて、どのように関係していくのかについてお答えいただければと思います。

2つ目に、今、市が進めております資源・エネルギー循環型まちづくりと今、広域行政組合の最大の課題である狐禅寺焼却場について伺います。

2月中旬、チラシが全戸に配布されました。このチラシを手にしたときに、スケッチですから断言はできるものではありませんが、焼却場がありました。説明にも第1番目に、廃棄物を焼却した際に発生する燃焼ガスからボイラーによって蒸気をつくり出し…ですが、冷暖房や温水などの熱源として利用できると書かれています。

この循環型まちづくりに一関地区広域行政組合はどうかかわっているのかについて伺うとともに、私は、最重要課題である喫緊の課題である焼却場建設問題で、地元の方々に丁寧な説明と繰り返し述べている当局としてこの方法がいかがなものかと大きな疑問を感じたものであります。

心配が的中いたしました。2月16日の市との懇談会については、大変大きな傷跡を残したのではなかったかというふうに考えております。

そこで、管理者としては、この取り組みについて今後どう進めていくのかについて伺います。

3番目です。一関地区広域行政組合が間接、直接に仕事を提供している労働者、職員の待遇改善について伺います。

今、国、地方を問わず、官民間問わず、地方が元気にならなければ人口減少も少子高齢化も解消されないということが社会的合意になっていると思います。

そこで、一関地区広域行政組合が実施しているごみ収集、あるいは包括支援センターなど、業務委託をしている業者について、今度の新年度でどのようなその改善についての取り組みがなされているのか、あるいは予算を含めた計画があるのか伺いたしたいと思います。

また、一関地区広域行政組合が直接雇用している非常勤職員の待遇改善については、どのように検討されているのか伺います。

以上3点、この壇上から質問いたしましたので、ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

議長（武田ユキ子君） 菅野恒信君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 菅野恒信議員の質問にお答えいたします。

まず、介護保険制度の改正の内容についてのお尋ねでございますが、今回の改正は、平成26年6月25日に交付されました、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、この法律に基づきまして、医療法、介護保険法などが改正されたことによるものでございます。

介護保険制度の改正の主な内容としては、施設サービスなどの見直しに関する事項、それから

費用負担の見直しに関する事項、そして地域支援事業の見直しに関する事項としてそれぞれ定められているところがございます。

まず、施設サービス等の見直しに関する事項としては、特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上の認定を受けた方に限定して、在宅での生活が困難な中度、重度の要介護者を支える機能に重点化を図るということがございます。それから、要介護1、2の方であっても、認知症高齢者で常時の見守りや介護が必要な状態にあるなど、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合は、保険者市町村の関与のもと、特例的に入所が認められるとしたところがございます。

また、費用負担の見直しに関する事項として、今まで一律1割だった利用者の自己負担額が、一定以上の所得のある利用者については2割負担となる、低所得者の施設利用者の食費、居住費を補てんする補足給付の要件に、所得のほか預貯金などの資産の状況も勘案すること、それから65歳以上の低所得者の保険料の軽減を拡大すること、また、地域支援事業の見直しに関する事項としては、介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護のサービスから移行して、同等の基準を市町村が定めて既存の事業所が行うサービスや、要支援者などを対象とした住民主体によるサービスを行う介護予防・生活支援サービス事業や、すべての高齢者を対象とした一般介護予防事業などを行う介護予防・日常生活支援総合事業を、平成29年4月までにすべての市町村で実施することなどがございます。

次に、介護保険制度改正について、組合としては、特別養護老人ホーム入所待機者が増加している中で、特別養護老人ホームの入所者を原則要介護3以上の方に限定することにより、在宅での生活が困難な重度の方の優先的な入所が可能となると考えているところであります。

費用負担の見直しにつきましては、低所得者の負担を軽減いたしまして、一方では所得や資産のある方々には相応の負担をしていただくことで、制度の安定化と理解につながるものと考えております。

地域支援事業の見直しにつきましては、全国一律の基準で提供されていた介護予防としての訪問介護や通所介護が地域の実情に応じた事業に移行することになりますから、利用者にとっては住み慣れた地域で生活を継続するための選択肢が広がるものと考えているところであります。

今回の介護保険制度の改正に対しては、住民の方々から、本年1月から2月にかけて行いました介護保険制度説明会などでご意見をいただいております。その主なものとしては、施設サービスに関しては、住み慣れた家の近くにある施設を利用できれば安心だと、それから要介護認定されても施設が不足して入所できない、あるいは特別養護老人ホームを増やして待機者ゼロを目指してほしい、また、費用負担に関しては、介護保険料はあまり高くしないでほしいというご意見や、一定以上の所得のある利用者には自己負担を引き上げ、低所得者の負担を軽くしてほしいというご意見、また、介護予防サービスに関しては、要介護及び要支援者認定者数を減少させるには介護予防事業が大事であるというご意見、あるいは地域では在宅で暮らす高齢者が元気で生きがいを持って生活できるように、健康づくりや介護予防教室をみんなが力を合わせて開催している、また、介護予防のほうには自立を助けるような支援が大切である、これらの意見が寄せられたところであります。

次に、第5期介護保険事業計画の施設整備計画の実績について、簡単にということがございますので、その概略を要点のみ申し上げます。

まず、施設系のサービスについては、合計で見ますと、定員94人の計画に対して実績は27人で

達成率は28.7%、在宅系のサービスは、小規模多機能型居宅介護事業所で定員50に対して実績は25、それから複合型サービス事業所では、2つの事業所の計画が実績なし、それから定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、これも2つの事業所の計画だったわけですが、実績がなしという状況でございます。

それから、第5期計画の施設整備計画の実績に対する課題としては、やはり用地の確保がされていない、あるいは必要な人材の確保、資金の確保の確約が取れていないなどの理由から、採択に至らなかった事業所があったということ、また、一度採択した事業者の中にも、補助金申請事務、あるいは配置図の変更に時間を要する、あるいは建設が年度内に終わる見込みが立たないなどの理由から辞退した事業所があったところであります。

このことから、第6期の介護保険事業計画では、事業者の用地の確保、資金と介護人材の確保が課題であるととらえております。特に介護人材の確保については、構成市町などと一緒の連携を図りながら、重点的に取り組んでまいりたいと思います。

第6期介護保険事業計画のお尋ねもございました。これも要点のみお答えさせていただきます。

まず、基本理念とその基本方針とあるわけでございますが、基本理念は、人口の多い年齢階層であります、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる平成37年を見据えて、制度の安定的な運営を目指して、介護が必要になっても尊厳を維持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるとしております。

基本方針では、高齢者が要介護状態や認知症となっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護、医療、生活支援、介護予防等を充実させて、地域全体で高齢者を支え、切れ目なくサービスを提供できる仕組みづくりである地域包括ケアシステムの構築を目指すこととしております。

そして、長期及び短期の目標と具体的な施策を8つ定めているところでございます。

まず、長期目標の1つ目の地域包括ケアシステムの構築がでございます。それから2つ目の長期目標としては、在宅医療と介護の連携推進でございます。3つ目の長期目標としては、認知症高齢者支援対策の推進でございます。それから、4つ目の長期目標としては、生活支援サービスの充実・強化でございます。5つ目は介護予防の推進でございます。6つ目は、さまざまな生活形態に対応したサービス資源の確保ということでございます。7つ目はサービスの円滑な提供、8つ目は給付の適正化、このような長期目標を掲げて、平成27年度から平成29年度まで、そして長期目標は平成37年度まででございますが、取り組んでまいりたいと思います。

次に、地域包括ケアシステムの構築についてでございますが、国では、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定しているところでございます。当組合においても同様の考えでございまして、特に具体的な時間は示しておりませんが、旧市町村を日常生活圏域の単位として、地域包括ケアシステムを構築していくこととしているところであります。

構成する市町の総合計画や一関市地域協働推進計画との整合性についてであります。第6期介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づき、市町村が策定する老人福祉計画と一体のものとして策定しております。また、その老人福祉計画は、各市町の総合計画に基づき策定されていることから、当組合の介護保険事業計画は総合計画との整合性も図られているところであります。

また、第6期の介護保険事業計画では、高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NP

○、民間企業、社会福祉法人、協同組合など、地域の多様な事業主体による生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築に努めることとしておりますが、このことは、一関市地域協働推進計画が目指す支え合いの仕組みが実践される住み良い地域社会の考えともつながるものであると考えております。

次に、一関市資源・エネルギー循環型まちづくり推進本部と広域行政組合との関係についてのお尋ねがございましたが、広域行政組合事務局長が推進本部の構成員として加わっております。また、推進本部には、関係部課長会議、あるいはワーキンググループが設けられておりますが、関係部課長会議には組合の事務局長、一関清掃センター所長、大東清掃センター所長が加わっておりまして、また、ワーキンググループには、組合の総務管理課、一関清掃センター、大東清掃センターの担当職員がその構成員となっているところであります。

次に、一関市の資源・エネルギー循環型まちづくりの財源についてのお尋ねもございました。

一関市資源・エネルギー循環型まちづくり推進本部では、活用できるエネルギー資源について、存在する量や地理的な条件、効率性、経費など、さまざまな視点から調査研究をいたしまして、導入の可能性について検討を進めていくこととしております。

また、このまちづくりに必要な予算につきましては、国や県などの補助制度を最大限活用できるよう検討していくことはもちろんでございますが、現行制度の活用にとどまらず、仮に現行制度がなければ新しい国の支援策をこちらから提案して、それを実現していくような方向で取り組むということ、先般の市議会定例会において答弁させていただいたところであります。

次に、一関市の資源・エネルギー循環型のまちづくりと新しい施設建設との関連についてでございますが、一関市では、資源・エネルギー循環型まちづくり推進本部で取り組んでいく事項や、一関市が目指す資源・エネルギー循環型まちづくりのイメージについて住民の皆さんに説明するとともに、市民一人一人のエネルギーに対する関心、理解を広げていくために、資源・エネルギー循環型のまちづくりについてのお知らせを、一関市広報の2月15日号に折り込んで周知を図ったものであります。

また、この資源・エネルギー循環型のまちづくりのイメージの図は、展開する地域を特定したのではなく、廃棄物減量化の推進を初め、再資源化やエネルギーの有効活用により、持続可能なエネルギーシステムの実現を目指すものであり、資源やエネルギーが循環する環境に優しいまちづくりを全市的な取り組みとして検討していくものでございまして、検討次第では1カ所にこれを集中させるのではなく、複数箇所での展開という可能性もあるわけでございます。一関市議会において答弁をしたところでございます。

ただいま申し上げたとおり、一関市が全戸に配布した資源・エネルギー循環型のまちづくりのイメージ図は、地域を特定したものではありません。今後は、新施設を一関の資源・エネルギー循環型まちづくりの中核を担う施設として、市と連携を図りながら検討を進めてまいりたいと思います。

次に、業務委託契約についてでございますが、まず組合と業務委託の受託者との契約の形態は、一定の業務の対価として委託料を支払うという契約でございまして、受託先の従業者の賃金の額については、受託者が業務の内容により、受託者の就業規則などに基づいて決定しているものととらえております。予算における委託金額の算定に当たっては、人件費相当分も見込んで算定しておりますことで、今後とも必要経費を適切に算定の上、執行してまいりたいと思います。

次に、組合で任用している臨時、非常勤職員の待遇改善についてのお尋ねがございましたが、

非常勤特別職の報酬を平成27年度から引き上げることとし、報酬額及び通勤割増報酬額の上限額を引き上げる改正を行うため、本議会に、一関地区広域行政組合非常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正案を提案させていただいているところであります。また、期限付臨時職員の賃金についても、一関市の例に準じて、平成27年度から引き上げを行うこととしているところであります。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 少し具体的なことについてご質問させていただきます。

まず、介護の充実についてということですが、今、答弁がございました。今回の介護保険法の改定について、やはり一番懸念するところは、私は、答弁にありましたように、要支援1、2の保険外しだと考えております。

そこで、一関地区広域行政組合の中で現在、要支援1、2の対象人数はどれくらいあるのでしょうか、お答えください。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） お答えいたします。

平成26年9月30日現在で2,679人でございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 今度の改定については、国のほうも3年間の猶予期間を持っているかと受けとめております。一関地区広域行政組合においては、3年間の中で、例えば今、要支援1、2の方々について平成27年度はどう対処されるのか、従来どおりなのか、あるいは総合支援のほうに移して独自の事業に組み込むつもりなのかについてお尋ねいたします。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 平成27年、28年については現行どおりでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 1、2年間とは言っても従来どおりのサービスが受けられるということで、何とかこの1年間乗り切れるという安心感があるのかもわかりません。その後については地域総合支援のほうに移す際に、またいろいろ議論してまいりたいと思います。

今度の改定の大きな影響を受けるのは、2つ目に私は、施設入所が介護度3以上でなければならないということになっております。国のいろいろなデータを見ますと、介護度1、2で入所判定を受けている方が現在でも約3割ぐらいいるということが言われております。もし一関地区広域行政組合の中で、介護度1、2を受けている方で、この方々が入所、施設にですね、入所ということができなくなるというような不安になっている方もいるかも知れません。今、一関地区広域行政組合では介護度1と2の方々は何れくらいの人数いるのかお尋ねをいたします。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） お答えいたします。

介護度、平成26年3月の給付実績によりますと、要介護1が34人、要介護2が66人、合計100人でございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） これは仮の質問すると答弁しにくいのかもかもしれませんが、今、事務局次長が答弁した100人が介護1、2だと。これは仮定のことなのですけれども、この中で、やはりこれから施設に申し込むことができないよと言われたときに、先ほど管理者の答弁にもありましたけ

れども、1、2だからだめだと、何が何でも入所できないのだということではなくて、市町が関与して特別な事情があるときは例外的に特養への入所が可能だという説明がありました。この一関地区広域行政組合が、今いる100人の方々について、これはやっぱり1人で生活をしていきなさいと、施設入所は無理だよというふうに思われるケースが、おおよそで結構ですが、どれだけあるか、もしわかればお答えいただきたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） お答えいたします。

要介護1、2の方のケースでございますが、現在のところとらえておらないところでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 一関地区広域行政組合の管内で発表しているさまざまな施設ですね、その資料を見ました。それを見ましたら、例えば旧一関市の中でも、一つの特養施設で、50人のベッドのところですが、三百何十人申し込みして待機をしているというところがありました。千厩でも百何十人、一つの特養、50人ベッドだと思いますが、百何十人も待機をしているということが一関管内の広域の資料の中でそれが見られました。

私は、なぜ特養にそんなに入所申し込みが多くて、一方、老健であるとかグループホーム等については、もちろん空きがないということは総体的には言えますけれども、空きを待っている人数はそれほどでもないと思うようなことなのですけれども、なぜ特養にそんなに希望がいて、他の施設にもっと振り向ければ待機期間がもっと短くて済むのではないかと思うようなこともあります。なぜそのように特養にたくさんの方が申し込みをするのかということについて、どういう理由があるのかについて把握、あるいは受けとめていることがあればお話してください。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） それでは、介護老人保健施設や認知症高齢者グループホームなどの施設に比べて、特別養護老人ホームの入所待機者が多い理由についてお答えをいたします。

特別養護老人ホームの入所対象者は、常時介護を必要としておりまして、居宅で介護を受けて生活することが困難な要介護者でございます。

一方、介護老人保健施設は、主に看護や機能訓練などの医療が必要な方で、在宅の生活への復帰を目指している病状が安定期にある方が対象であること、認知症高齢者グループホームは、認知症の方で共同生活を営める方が対象であることから、介護度が重度化し、常時介護が必要になった場合には退所せざるを得ない状況となっております。

このことにより、常時介護が必要な方の受け入れ先の特別養護老人ホームの入所申し込みが多くなる理由であります。

また、特別養護老人ホームについては、サービス費用の1割である利用者負担額は、介護老人保健施設や認知症高齢者グループホームに比べ低いこと、施設の食費や居住費は、特別養護老人ホームに住所を移し単身世帯になりますと、住民税非課税であれば自己負担が減額されますが、介護老人福祉施設には基本的に住所は移せないで、同じ世帯に住民税課税の方がいると自己負担の減額はないところでありますし、認知症高齢者グループホームについては、食費や居住費の減額の制度がないところでございます。

このことにより、特別養護老人ホームについては、他の施設等より利用料が低いことも入所申込者が多い理由となっているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 高額療養費といいますか、報酬の関係で住民登録ができる特養と、それから老健との違いがあって、支払い料金に差が出てくると、私はこれも非常に大きな待機が多い特養とそうでもないところの差が出てくるのかなという感じはいたしますが、そこで伺います。

老健のほうに私も何度か足を運んで事情を見たりすることがあるのですけれども、とても最初から3カ月とかということではなくて、入るところがないので、まず老健に入っているということで、実は中長期的に入所しなければならないという方の姿が見受けられるのです。

そこで、そうすると住民登録の認定というのは、これは市町村長ではないのかなと。例えば老健に入った人であっても、初めから3カ月で出るということではなく、中長期的にそこで生活の基盤として老健に入らざるを得ないということが見受けられるような場合に、特養と同じように住民登録を老健のほうに移して、高額報酬の減免のほうを適用になるというようなことの裁量というものはないものでしょうか。わかれば教えていただきたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） お答えをいたします。

裁量については、ないものととらえております。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） わかりました。

そこで、管理者の答弁にも、やはり第5期の到達点、あるいは第6期の施設整備計画のお話がありました。第6期というのは平成27年度から平成29年度の3年間です。3年間の整備目標、人数的なことについても説明が管理者からもありました。そこで、待機者が非常に多いという中で、1年でも早く施設を整備してほしいという待機者の本人の希望もですし、それからご家族の希望もあるかと思えます。そこで、当面、第1年度の平成27年度に施設整備の中で、これとこれは早めにやりたいと考えているという計画がありましたらお答えいただきたいと思えます。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） お答えいたします。

第6期の計画の中で施設の計画でございますが、当面、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型のグループホームでございますが、これを18床、それから小規模多機能型居宅介護を29床、それから複合型サービスについては29床、合計76床ということで考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 管理者のほうからは公益型ということで、いわゆる特養だと思えますが、これの計画もお話があったかと思えますけれども、この特養についての建設計画は何年度になる予定でしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） それでは、お答えいたします。

失礼いたしました。平成27年度につきましては、現在計画中のものが50床のものがございます。それから第6期の計画の中におきましては、公益型については平成29年度に50床を予定しておりますのでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 多額の財政を要する施設整備でもございますので、年次計画で進めなければならぬという事情については理解をいたしますが、できるだけ早めにそれらが達成されて、高

齢者の方々に安心を、あるいは先ほど、ある一関の施設の法人の理事長のお話もありましたけれども、殺気立った毎日を送っている日々という表現がありました。そういった方に思いをしながら、できるだけ急いでいただきますように、お願いをしておきたいと思います。

それから、地域包括ケアシステムについて、管理者のほうから、昨年の説明でもありましたけれども、30分以内で必要な医療・介護、そして生活ができるようなものをつくっていくという、そういうサービス提供ができるようなのがこの計画であったかと思います。

実は昨年は一関地区広域行政組合がつくったチラシの中には30分以内というのが入っていたのです。今年、第6期に向けてつくったものを見たら、その30分以内というのがなくなりまして、それで30分以内ではなくて地域という言葉が入ってきたのですね。私は、あれ、30分というのは私は理想的だし、是非望ましいことだと昨年は評価するという意見表明をいたしましたけれども、それがなくなって実は心配しておりましたが、管理者からの答弁で、従来どおりの30分範囲内でそういうサービスが受けられるようにする地域包括ケアシステムをつくっていくことへの答弁でございましたので安心したところでございます。

この昨年の30分以内というのと、今度30分というものがなくなったことについて、何ら変わりないということをもう一度確認してみたいと思いますが、お答え願います。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 30分以内ということの解釈でございますけれども、現在、第5期において行われております日常生活圏域が10ございますけれども、その圏域内のサービス提供の時間がおおむね30分以内には何とか提供できるような体制ではないかなと、現在もそう思っておりますけれども、ただ、第6期におきましては、さまざまな住民の皆様方の生活の変化とかもございまして、それらも考慮しながら、日常生活圏域も含めて総合的に整備をしてきたいというふうな考えのもとで、30分というものをあえて載せなかったということでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 介護についてはこれで終わりにしたいと思いますが、私の前の議員の質問の中にも、介護報酬の引き下げによって事業所が大変苦勞を強いられる、結果的にそれは人材確保を困難にし、また、今いる職員の方々の給料や待遇の改定といいますか、後退につながっていく、いい人材がいなくなる、特に若い人たちは、首都圏や大都会が地方よりも人材難だということが今切実になっているということで、そちらに引っ張られていくということが心配をされるという面があります。

そこで私は、全国老人施設協議会という団体がありまして、そこの方々が先日、記者会見をやって、今度の介護報酬については本当に痛手であると、結果的には高齢者に対してサービスが行き届かなくなるということが懸念をされていって、やはりこの介護報酬については決まったといっても、とてもこれを看過できないのだということを記者会見で話されているのを見ました。

私はこのことを考えたときに、介護保険の改定、あるいは後退というのは今回が最後ではありません。管理者がお話しされたように、いわゆる2025年度問題ですね、団塊の世代が75歳になって後期高齢者に入っていく、重度が増える、いろいろな問題があったときに、ここの先までこの介護保険の手直しといいますか、改悪と私は呼んでいるのですけれども、それが今後も続くことが明らかだ、しかも、それは単なる3年間の見直し事業計画ではなくて、社会保障と税の一体改革というその中にこの計画というのが盛り込まれているので、長期計画なのです。このことを考えたときに、やはり一関地区広域行政組合だけの問題ではない、一関、平泉の問題だけでは

ない、全国市長会などがこういう問題について、国に対してこれ以上の介護報酬引き上げはだめだと、人材確保できないというようなことを大きく声を上げていかなければならないのではないかと、市町村からの援助にはもう限界があるのだと思います。

そういう点で、全国的に市長会の皆さん、町村長会の皆さんと力を合わせて、これを大きく変えていくものにしなければいけないのではないかというふうに思いますが、もし情報があれば、全国市長会、町村長会ではこのようなものについての国に対する要望などが出されているものか、もしわかればお聞かせ願いたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） お答えいたします。

広域行政組合といたしましては、全国介護保険広域化推進会議というものがございまして、全国組織でございまして、ここの中で、去る3月11日に研修会がございました。その中で、当一関地区広域行政組合からは、人材確保についての意見を提出しておるところでございます。全国市長会等につきましては、構成市町と連携をとりまして進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 我々も頑張りますけれども、是非頑張ってくださいと思います。

次に、資源・エネルギー循環型まちづくりとの関係で質問させていただきます。

管理者からの答弁で全戸配布されたこのイメージ、チラシですね、これはイメージだということで、詳細に検討し、こうするのだと、あるいは政府のこの補助制度に乗せるのだというところまで深めたものではないというふうなご答弁がありましたので、それはわかりましたけれども、そこで伺いますが、これは単なる一つの絵とかスケッチということではなくて、このようなエネルギー循環型まちづくりを執行する場合に、場所が1カ所だ、2カ所だということもあり得るというご答弁もありましたけれども、熱利用とか、いろいろなことを考えたときに、焼却場という場所とリンクしたものの以外の循環型まちづくりということは考えられるのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 資源・エネルギー循環型の場合は、例えば熱を発生するものといたしましては、例えばバイオマスとか、いろいろなものがございまして、ですから、そういうふうなものをやはり効率よく運営できるような、そういう組み合わせというものが大切だと思います。そして、よく言われておりますのは、例えば木質バイオマスでございまして、24時間施設が利用されている施設には適しているよというようなこともあるようでございまして、ですから、そういうふうないろいろな組み合わせを考えながら、この資源・エネルギー循環型のまちづくりというふうなものを検討していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） そうしますと、焼却場があって、そこから発生する熱というものを利用しなくてもこのような、イメージのようなものはつくり得るということによろしいのですね。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 熱エネルギーというものは、必ずしも焼却施設だけではないということでございます。それから、資源・エネルギー循環型のまちづくりの中で中核の施設として、その焼却施設から出るエネルギーというふうなものをその資源エネルギー循環型のまちづくりの中核施設として、そういうふうなものを位置づけをしながら、資源・エネルギーの循環型まちづくりを

構成してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 先ほども言いましたが、私、2月の中ごろにこのチラシを見たときに、焼却場がセットされていて、これは一関にとってはこのエネルギー循環型まちづくりについても大いなる構想であり、また、チャレンジするものかもしれませんが、このチラシを見た限りにおいて、私は、やはり狐禅寺をイメージしているようにどうしても見えてしまう、私もその一人でした。

先ほど言いましたけれども、これは今いろいろ問題になっている狐禅寺への焼却場建設に当たっても、決してプラスにならないのではないかとというふうに私は受けとめました。何人かの方と話してみたら、やはり同様の受けとめ方をしておりました。イメージとは書いてありますけれども、これはもちろん狐禅寺だと断定はしておりませんが、狐禅寺ということイメージしているものではないかとというふうに受けとめる方が多かったように思います。

そういう意味で、私は、一関地区広域行政組合が今、最も早く解決しなければならない焼却場建設、これは仮設も含めてですけれども、その際に地元の方々、非常にナーバスといいますか、いろいろな問題でやはりそのようになっているかというふうに思います。そういう方々の信頼を勝ち取り今後どうしていくかということ、これはもちろん狐禅寺の方々だけではないのですけれども、そういう際に、やはり慎重、そして配慮して、そして信頼を勝ち取りながら、今懸案である焼却場の問題、仮設焼却場、あるいは処分場の問題についても前に進んでいくような、そういうものにするために、是非配慮、また、慎重な姿勢を是非保っていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 今、議員がおっしゃるとおりだと思います。やはり、いろいろな形で、この地域に存在するエネルギーをいろいろな形で、今まで廃棄していたものをやはりもう一度エネルギーとして使用していく、そしてこの地域の中でいろいろな形の雇用とか、あるいは所得とか、そういうふうなものを生み出していく、そういうふうなものをやっていくまちづくりが資源・エネルギー循環型のまちづくりであるというふうにとらえているところでございます。そういうふうなものを説明をしながら、狐禅寺地区と一体となって、この資源・エネルギー循環型のまちづくりの部分、すべてではないのですけれども、そういうふうな施設を配置をしていくこと、そういうふうなものも検討しながら提案させていただいて、新しい焼却施設等の理解を得てまいりたいというふうに考えております。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 時間が迫ってまいりましたので、次に進めさせていただきます。

3つ目のテーマでありました一関地区広域行政組合の仕事にかかわる業務委託という方法もありますし、広域行政組合が直接対応している非常勤の職員の方々の待遇の問題についてでもあります。

これは市議会でも私、述べた記憶がありますけれども、今、地域を元気にする、若い人たちが希望を持って一関なり平泉で仕事につき、ここで結婚をして、そしていくということが求められているときに、働いている人たちの雇用の安定や待遇の改善なしに、これは介護における人材確保の問題とも共通でありますけれども、そこにどうやって具体的に手当てをしていくかということが非常に大事なテーマではないかというふうに思います。

これは3月22日のある新聞、地元の新聞です。これは内閣府の世論調査ですけれども、景気が

悪い方向にというのが1年前から見て11.3ポイント増えている、この新聞はアベノミクス期待薄かというふうな書き方になっております。そうすると、こういう問題について国が悪いのだとかというだけでは済まされないわけですね。

人口減少、少子高齢化の問題は我々の足もとに今出てきている問題です。これを是非、少しでも前に進んでいく際に、働いている人たちが意欲的に一関に残る、都会に出ていかななくても一関で十分やっていけるというふうにする、それはすぐ満点の回答ではないかも知れません。管理者、あるいは一関地区広域行政組合が努力してできること、そこから手を差し伸べて、そして待遇の改善や若い人たちに希望を持たせるべきではないかということで、広域行政組合が提供する仕事に従事している人たちの待遇をお願いしたところでもあります。

先ほど答弁で、一般職にもなって、今度のこの議会に条例改正なども出されるようであります。そのことに多少の期待も持ちながらも、しかし、やっぱり民間の清掃会社などで働いている方についてはその影響は及ばないと思います。是非、業務委託契約の中で、管理者が答弁したように、予算も積算するのだと思います。バツと一括していくらということではなくて、その中の運営費、人件費、何々はどうかということで積算をするのだというふうに思います。その中で、今の流れに沿って、少しでもそういう民間の働いている方々も経営者の方々も、これなら少し頑張れるとなるような予算措置、契約などについて配慮をすることができないのかということをお願いしました。もう一度これについての前向きな答弁を期待したいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 先ほど管理者のほうから答弁を申し上げましたように、委託金額、予算における委託金額でございますが、これについては人件費相当分も含んでございます。そして、やはりいろいろな形でのほかの業種との関連もございまして、そういうふうな改定できる部分については積算上改定をしながら対応してきたところでございます。今後もそういうふうな形で改定をしながら対応してまいりたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 大いに期待をいたしまして、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 菅野恒信の質問を終わります。

次に、菊地善孝君の質問を許します。

菊地善孝君の質問は、一問一答方式です。

5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 日本共産党一関市議団の菊地善孝でございます。

通告に従い、3件について答弁を求めます。

本題に入る前に、新年早々他界された前組合事務局長に心からお悔やみを申し上げます。残念でなりません。

最初に、大東清掃センター閉鎖時期約束は履行できるのかについて発言をいたします。

今進めている汚染牧草焼却以来、住民説明会時の平成33年度閉鎖云々を関係住民の方々は、平成33年度閉鎖されるものと理解をしています。確実に実行できると答弁できるか否か説明を求めたものであります。

そもそも、現大東清掃センター改築時、どうしても地元の方々に受け入れていただき、どうい

う形で受け入れていただいたかと言えば、緊急避難、やむを得ないとの判断をしていただいて受け入れてもらった、今でも私はそう思っています。本来、お願いできる状況にない中、話し合いのテーブルに着いていただき、不満、不安を毎週毎週現地に入り、夜中まで厳しい意見をいただきました。一般職を一度も入れたことはありません。就任間近の東磐環境組合の副管理者でもある小原大東町長、これまた就任間近だった同組合議員である私含めた若手の議員2人で対応いたしました。

一冬^{ひとふゆ}を要して大東地域の了解を得て、1年半の工期で活性炭噴霧を含む二重のバグフィルター方式で改築したものであります。環境への新たな負荷も考慮して、国基準の100倍厳しい公害防止協定をしたものであります。当時、日本国内で最も厳しい内容と言われたのであります。したがって、新たなお願いをした際の約束、前段申し上げた牧草焼却時の約束であります、軽いものではありません。明確な答弁を重ねて求めたいと思います。

第2は、組合が狐禅寺地区生活環境対策協議会に対して2年前、つまり平成25年3月から翌年4月まで5回にわたり、仮設炉、新焼却炉、新最終処分場を狐禅寺地区に建設させていただきたい旨の提案をし、懇談、意見交換を重ねてきたと理解をしていますが、同協議会の正式回答内容の報告を求めるものであります。5回のうち数回、勝部管理者自身が出席していることも記録で確認しています。今まで当組合議会に報告がなされていない理由は何なのかについても説明を求めたいと思います。

今日の一連の答弁の中で、地元をお願いしたのは昨年3月の同協議会代議員会だとしています。それでは、1年間にわたり5回の会議をしたのは何だったのか、一体何を話し合っていたのかについてもこの機会に説明をいただきたいと思います。

併せて、昨日、組合議員でもある私に郵便で到着した、3月30日曜日、午後6時半から狐禅寺公民館で同協議会との懇談会案内がありました、どういう趣旨によるものなのかについてこの機会に説明を求めたいと思います。武田議長名ではなく、勝部管理者名による案内に違和感を覚えています。前段申し上げた経過説明、回答の紹介が皆無の中でののご案内、ただただ戸惑うばかりであります。目的は何なのか、これまた説明を求めます。

最後に、いわゆる3点セット設置要請は、3月6日県議会予算特別委員会知事答弁をベースに対処することが問題解決に近づける方法ではないかと思料する立場から、何点か提言を中心に発言をしたいと思います。

高田一郎県会議員は3月6日の同委員会において、「焼却施設建設に関する覚書等について、どうすればこの問題が解決するのかということが求められている。こうした膠着している今の状況では、いつまでたっても解決できない。覚書は市長が替わっても守るべきものと思う。覚書を尊重し、ゼロから議論するというところをやってこそ本当に解決することだと考える。そういう方向で県もしっかり努力していただきたいと思うが知事はいかがか」と、これに対して達増知事は、「覚書とは意思の合致を紙に書いたものである、本質的に重要なのは集団的意思決定による意思の合致だと思います。もちろん覚書には、時間がたっても変わらないという安定性という要素も必要であります、一方で、事情変更の法理というものがあり、事情が変更しているのであれば、当初の合意というものがそれ以外のことは」と知事は言いましたが、恐らく「それ以外のことも認められるという法理も一般的にはございます。そういった解釈を含めて、地方自治として意思の合致が得られるように県としても支援してまいりたいと思います」このように答弁いたしました。さすが、見識ある内容であると判断をいたします。

第1に、この知事答弁について勝部管理者は、是とする立場なのか、いや異議があるという立場なのか最初に答弁をいただきたい。

2つ目に、平成12年、西暦2000年12月27日付で一関地方衛生組合管理者と狐禅寺地区生活環境対策協議会長は覚書を交わしています。双方とも内部手続きを踏んで、集団意思決定による意思の合致を見たわけであります。しかし、昨年春から夏にかけて延べ11回、行政区ごとに開かれた一般住民の方々への説明会、加えて2月16日に開かれた狐禅寺地区環境を守る会に結集する地元の方々とし市当局、組合当局との話し合いの経過を目の当たりにするとき、もはや対策協議会が狐禅寺5行政区在住者の大方を代表しているとは言えないのではないかと判断せざるを得ない。関係者には申し訳ないけれども、率直に言ってこういう感想を持っているものであります。にもかかわらず、組合が引き続き正式の申し入れ相手、交渉相手として対策協議会のみを絞るのであれば、出口のない迷路をさまようことになるのではないかと。事は住民の安全、所得確保に直結する内容であります。

そこで、今後の話し合いは、法人格のある自治会ごとに行い、協定も自治会ごとに締結すべきではないか。大東清掃センター、東山清掃センター方式に改善することを提案するものであります。

私は、5年半前にこの議会議員に就任して以来、提案をしているものであります。

3つ目に、情報伝達も大東清掃センター等に倣い小まめに行い、行政区長、もしくは自治会組織を通じて全戸に配布するよう提案をしたい。

最終処分場の処理枠拡大提案を東山清掃センターに行ったところ、所萱の方々はやむを得ないと、協力するとの意思を既に組合に伝えていたと^{そくぶん}仄聞しているところであります。何が違うのか、一部の方々情報を管理し、一般の住民が蚊帳の外に置かれているかどうか、まさに一人一人の住民に情報が的確に届き議論されてきているか否かの違いがここにはあります。改善を求めるものであります。

第4に、覚書条項で言う実質平成19年度までの使用制限、新施設の非設置と今般繰り返して述べている3点セット要請は、いかなる論立てで事情変更^{そくぶん}に該当すると説明するのでありましようか。従来からの、覚書は重く受けとめるが守るといふこととは異なる、選挙で選ばれた執行者として総合的に判断した云々は、法理にかなったと言えるのでありましようか、答弁を求めたい。

第5に、狐禅寺地区の方々に丁寧に説明をし理解をいただくよう努力する、期限を定めないうで取り組む、今日のこの議場で繰り返し答弁がなされています。

勝部管理者に申し上げたい。その結果、生じるであろう問題を考察した上での発言なのであるか。バグフィルター^{そくぶん}の設置の中で長期間使用することのリスクを考えるべきではないか。

現在、国内で稼働している同種の施設は1,175余りであります。過日の市議会会派代表者会議での当局説明は、40年経過するであろう施設は全国で40以上になる、現一関清掃センターとほぼ同じ時期に建設をされて稼働している施設も100施設を超すとも説明をしています。だから、一関清掃センターが特に問題なのではないと言いたいのでありましようか。

ダイオキシン問題で深刻な状況が明らかになった竜ヶ崎クリーンセンター、これは茨城県内にありますけれども、いまだにこの問題の後処理で裁判中であります。

昨年、市議会総務常任委員会で、別件で視察をさせていただいた節に、説明いただいた職員にこの問題についてこっそり聞いてみました。いまだに裁判が続いている、こういうことでありま

す。

旧大東清掃センターも老朽化の中で、全国ワースト7という深刻な状況が生まれたのであります。老朽化している施設は一日も早く新しい施設に改築をする、これが旧大東清掃センターを建て替えた苦い経験を持つ私の教訓であります。この件についても明確な答弁を求め、壇上からの発言とさせていただきます。

お聞き取りありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 菊地善孝君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 菊地善孝議員の質問にお答えいたします。

まず、大東清掃センターの廃炉時期についてのお尋ねがございました。平成25年12月に開催した利用自肅牧草の焼却に係る説明会におきまして、平成25年11月5日に策定された県南地区ごみ処理広域化基本構想において、一関清掃センター及び大東清掃センターを統廃合して一つの施設に集約すること、それから、施設整備関連事業を平成26年度から開始し、平成33年度に新施設稼働を目指すこと、こういうふうに行われていることをお伝えいたしまして、新施設が稼働した時点で大東清掃センターの焼却炉は廃炉として、その後、解体することを説明したところであります。

新施設の建設については、狐禅寺地区の皆さんに説明を行っているところでございますが、現在のところ、住民の皆さんから十分なお理解を得られるまでには至っていないところでございます。新施設の平成33年度稼働に向けて、引き続き説明を重ね、住民の皆さんのお理解が得られるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、狐禅寺地区生活環境対策協議会との協議経過についてでございますが、仮設焼却施設、それから新施設、新最終処分場の狐禅寺地区への建設については、狐禅寺地区生活環境対策協議会の役員の皆さんと、平成25年の3月13日から平成26年の1月28日までの間に5回にわたり懇談会を開催いたしました。この懇談会は、仮設焼却施設、新施設などについての意見交換を行ったものであり、施設建設についての正式な提案をしたものではございません。

平成25年11月に県南地区ごみ処理広域化基本構想が策定されましたことを踏まえ、平成26年3月8日に、狐禅寺地区生活環境対策協議会代議員の皆さんに、施設建設について提案をさせていただいたという経緯でございます。

狐禅寺地区への施設建設については、組合と一関市から施設や処理の内容などについて説明を行い、また、住民の皆さんからご意見、ご質問をいただき、それに対する組合と構成市町の考えをお示ししてきたところであり、これまで建設受け入れについて、狐禅寺地区生活環境対策協議会からの回答をいただくというものではございません。建設の受け入れについて、狐禅寺地区生活環境対策協議会からの回答を要請しているというのではないということでございます。

今後、狐禅寺地区生活環境対策協議会に対しまして、これまでの説明の経緯及び一関市及びその構成市町の資源・エネルギー循環型のまちづくりの取り組みも含めて、建設計画について改めて説明をさせていただくとともに、狐禅寺地区生活環境対策協議会としての結論をいただく時期についても今後協議してまいりたいと考えております。

次に、新施設等の建設の協議のあり方についてのお尋ねでございました。

答弁の前に、知事答弁についてのコメントをという要望でございますので、県議会の覚書についての知事の答弁についての私のコメントは、知事の答弁は基本的にそのとおりで思っております。そういう認識でございます。

新施設等建設の協議のあり方についてであります。狐禅寺地区生活環境対策協議会は、平成9年12月に、一関清掃センター近隣の真滝2区から真滝6区までの住民をもって組織された団体でございます。同協議会は、ごみ焼却施設の運営や清掃センター施設周辺の環境整備などについて、同協議会設立当時の一関地方衛生組合や現在の一関地区広域行政組合と協議を重ね、清掃センター施設周辺住民の生活環境の保全に努めてこられた団体であると認識しておりますことから、組合といたしましては、今後におきましても、狐禅寺地区住民を代表した組織として、狐禅寺地区生活環境対策協議会との話し合いを継続してまいりたいと考えております。

次に、狐禅寺地区への情報提供についてのお尋ねもございました。

狐禅寺地区生活環境対策協議会は、清掃センター近隣住民である真滝2区から6区までの住民をもって組織された団体でございます。組合の情報などについては同協議会を通じて公表しているところでございます。今後におきましても、狐禅寺地区生活環境対策協議会を通じまして、情報提供をしてまいりたいと考えております。

次に、覚書の内容についての狐禅寺地区への説明についてであります。平成12年12月に狐禅寺地区生活環境対策協議会と締結した覚書には、既存のごみ焼却施設の運営について、ダイオキシン削減の規制基準に適合させるため、平成12年度、平成13年度に排ガス処理の工事を実施して、工事完了後7年間のごみ焼却施設の運営を行う旨記載されております。この排ガス処理工事は国の補助金を受けて実施したものでございますが、国の補助金により整備した施設については、一定の期間、財産処分の制限を受けますことから、少なくとも財産処分の制限期間はごみ焼却施設の稼働を継続するという意味で記載したものでございまして、工事完了後7年間で運転を取りやめるといった意味ではないと認識しております。

覚書を締結した当時から、ダイオキシンや排ガス、騒音、悪臭の対策技術が向上したこと、農林業系放射能汚染廃棄物の処理が新たに生じたこと、県南地区ごみ処理広域化基本構想において県南地区2施設体制での施設整備の方針が決定されたことなど、当時とは状況が大きく変わったものと認識しているところであります。

こうした状況の変化について、ご理解をいただけるよう説明を重ねるとともに、一関市における資源・エネルギー循環型まちづくりの取り組みと連携を図りつつ、施設整備を進めていくことについて、今後とも丁寧に説明を行ってまいりたいと考えております。

議 長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 順次再質問いたします。

まず、大東清掃センターの関係であります。答弁内容は承服できません。そんな簡単なものではありませんよ、住民との話し合いというのは。特にも、改めて私どものつたない、この施設を更新するに当たっての経過を公式の場で発言させていただきました。冗談ではありません。約束したことは守るのです。どうしても守れないのであれば、それ相当の理由が必要であります。

けさ、地元新聞、2面の右側に産業廃棄物の問題でも八幡平市が基本的に受け入れると、こういうことを発表した、この記事がございました。いつからこの産廃施設は稼働しようとしているのか、この新聞によれば2021年、平成で言えば33年であります。ちょうどこの組合が市民の皆さんに説明している同時期であります。急がば回れという言葉が日本にはあります。10カ所の地域をまず挙げて、それを5カ所に絞ったのだったのでしょうか。そして、さらに今回、絞りをいたしまして、最終的には八幡平市にお願いをし受託をいただいた、こういう手続きを県は行ったわけでありまして。最初から八幡平市一本に絞って進めたのではないと聞いています。この過程は大変

大切だと思います。

大東清掃センターにダイオキシンの関係、日々出る二十数トンの可燃ごみを処理せざるを得ない、ほかの地域にお願いできる状況にない、こういう状況の中で大東清掃センターは緊急避難として、私どもは、オーバーに言えば、対応した小原町長、私を含む議員2人、都合3人は、政治生命をかけて約束したことであります。私どもは住民から言われた、あなたたちはいつまでも町長や議員をやっているのではないのだと、そうなったときでも約束を守れるのか、どうやって守るのだ、そこまで詰められたのです。

当然のことながら、いつまでも町長や議員でいるわけではない、そのことはそうだけれども、後任の者にきっちり伝達するし、それでも守れないというときには、小原町長はこういうところまで言及したのです。ひっぱたいてでも約束は守ってもらう、表現はよくないけれども、ひっぱたいてでも約束は守ってもらうのだ。直線距離にしたら地元の方々と自分の居所は、自宅はそんなに差はない、自分自身も地元の間人である、皆さんとの約束は政治生命をかけて守ります、こういうことで引き受けていただいた施設なのです。簡単に考えてほしくない。

改めての答弁は求めませんが、大東清掃センターのこの歴史は、新しい自治体として発足した新生一関市においても守ってもらわなければならない、このことを声を強めて発言をしておきます。

2つ目、3点セットの設置要請は、3月6日の県議会云々の問題であります、この関係で言えば、私は基本的に知事答弁はそのとおりでであろうということをおまず管理者のほうから答弁をいただきました。その上に立ってお聞きしますが、3月30日、きのう、私どもにご案内の管理者名でいただいた内容は一体どういうことなものでありましょか。順序逆になりますけれども、3番目の問題から最初に再質問させていただきますが、3月30日にこの協議会と議会との懇談会というふうに取り取れるわけですが、これはどういう意味で私どもにご案内をいただいたのか、最初にそれをまずお話をいただけないでしょうか。

議 長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 先ほどもご答弁いたしました、これまでの経緯からして狐禅寺地区の生活環境対策協議会とこれまでこの新しい施設の問題等について、意見交換をしてきた経緯がございます。そして、議員は2年前からだと言っておりますが、これはもう先の市議会定例会でも私はそれを否定してきております。提案したのは1年前でございます。その1年前に提案をさせていただいて、その際に地区に説明会に入ってさまざまなご質問をいただき、そのご質問に対してさらに回答するためにもう一巡、地区を回ったわけでございます。そして、さらには環境省の説明会であるとか、あるいは放射能問題に関する講演会などの開催をして今日に至っているわけでございますが、協議会を対象とした説明というのはそれ以降、7月に説明会に入って以降なかったわけでございます。この間、さまざま動きがあったわけでございますが、今年になって、環境を守る会の皆様方とのお話し合いもありました。そこで、こちらから覚書に対する私の認識であるとか、さまざまな、私としては、その環境を守る会の皆様方に思いの丈を話せたことは、非常にそういう機会ができてよかったと思っているわけでございますが、それを踏まえて、改めて協議会の皆様に対して説明をする必要があるという判断に基づいて、今回の懇談会の機会をつくることとしたわけでございます。

議員が先ほど、議長名でなく管理者名で来るのがどうも納得いかないということでございましたけれども、これはあくまでも管理者としての判断でそういうふうにしたということでございま

す。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 私は、こういうふうを受けとめたのですよ。そういう前段の部分の説明があの文章の中にありませんから、同協議会と議会議員との懇談の設定ではないかと読んだわけです。私の読み取る力のなさの表れかもしれないけれども、あの文面から見るとそういうふうに取り取れてもおかしくないと思いますよ。

組合当局と同協議会との話し合いを行うので、言うならば傍聴いただきたいと、時間が許せば傍聴いただきたいという趣旨なのでしょうね、今の管理者の答弁は。であるならば了解します。私はそういうふうには読み取らなかったものですから。

次は2つ目の問題ですが、衛生組合と環境対策協議会が結んだことであるから、その流れだから、同協議会を引き続き交渉相手とすると、狐禅寺地区を代表する組織だと、こういうことであります。3番目についても、情報伝達の問題についても、引き続き同協議会を通じて行っていくのだという答弁であります。この2つを一緒に、関連しますので質問いたしますが、それではこの協議会から一般住民の方々に、組合として情報提供をした内容がきっちり届いているという判断なのでありましょうか。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 昨年3月8日、最初の説明会ということで協議会の代議員の方にご説明を申し上げたのが最初、それから4月、それから7月と昨年2回ほど説明会を各行政区ごとにさせていただきました。それらについては、協議会の役員でもあられる各行政区の区長を通じて皆様方にご案内を差し上げて開催したということから、その内容については皆様方にも周知されているというふうにとらえてございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 今日、午前中からのこの問題についてのやりとりを聞いていて、私は全くかみ合っていないなと、いまだに、この時点に至っても組合と地元の方々との思いがかみ合っていないなという思いを強くいたしています。その最たる問題がここですよ。

まず、お聞きしたいのは、今も管理者、それから職員からも答弁があったのだけれども、正式に狐禅寺地区の皆さんに3点セットの要請をしたのは昨年の3月の代議員会からだということにあります。本当でしょうか。それまでの5回の公費を使ってのこの懇談といいますか、意見交換会というのは、何なのですか、これは。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） いわゆる仮設焼却施設、それからその新しい焼却施設についての、こういうふうな考え方についての情報を提供し、それについての意見交換を行ったものでございまして、ご案内のように、県南地区ごみ処理広域化基本構想がございまして、その時点ではこの県南地区にごみ焼却施設は1カ所だけというふうなことでございました。それが平成25年の11月になりまして、金ヶ崎と奥州市の地区と、それから一関と平泉の地区に焼却施設をそれぞれ1カ所ずつというふうな形になったわけでございます。それから、一関の場合はその2つの焼却施設をまとめて1カ所にするというふうなことでございました。そういうふうなことから、ごみ処理広域化基本構想がそういう状態でありましたので、その時点で、例えばこの一関で焼却施設を設置するというふうな提案はできないわけでございますので、そういうふうなことの提案はしてございません。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） そうすると、あれですか、1年にならんとする期間、意見交換会等々を行ったというのだけれども、住民には伏せていてくれよということを経合側から要請していたのですか、協議会側に。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

田代副管理者（田代善久君） 情報をどういうふうに扱ってほしいとか、そういうふうなことにつきましても一切何もお話をしているところはありません。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 秘密会ですか、この5回の懇談会、意見交換会は。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） ただいまご答弁申し上げましたように、一切そういうふうな話をしたことはございません。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） この情報は一般住民に伝わっていないね、こういうことが平成25年3月から、要するに2年前から地元に対して、組合当局から提起がある、提案があるということは、一般住民は知るよしもない、知らされていない。それが今年の3月になって突然、この狐禅寺地区に3点セットでお願いしたいということが住民の知るところになったわけでしょう。そのことが混乱に混乱を重ねる大きな要因になっているのではありませんか。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） こういうふうな、我々のほうで、例えばこういうふうにしたいとかというふうな提案ではございませんでしたので、受けとめ方の中では協議会の役員の方々とお話しをしてきたわけですから、そういうふうな意見交換であったというふうな認識ではなかったのかなというふうに思っているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） この意見交換会の目的は何なのですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 仮設焼却施設、それから新しい施設等に関しての意見交換を目的としたものでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） もう一度同じことを聞きます。

意見交換会はわかるのです、タイトルとして意見交換会だから。何のために意見交換会をしたのですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） ただいまご答弁申し上げましたように、仮設焼却施設、新しい焼却施設についての意見交換を行ったところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 意見交換会とは言っても、組合の側は公費を使って対応しているわけですよ、公の人間が。行政目的があってやっているわけですよ。単なる囲碁将棋の問題ではないですよ。

この3点セット、これについてご理解をいただき、同地区においてこれを受け入れていただきたい、その行政目的のために意見交換会を行ってきたのではないですか。公費の支出をしたので

はないですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） ただいまご答弁申し上げましたように、狐禅寺地区生活環境対策協議会とは、いろいろ草ヶ沢の施設に関しましてお世話になっているところでございます。いろいろな一般廃棄物の対応について、いろいろな情報交換をしているところでございますが、これにつきましては先ほども申し上げましたように、仮設焼却施設と新しい施設につきましてのことにに関して意見交換を行ったところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） もう一回同じことを聞きます。

公費を支出したその目的は、行政目的は、3点セット、これをご理解の上受け入れていただきたい、その行政目的のために公費支出をしたのではありませんか、どうですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 重ねてご答弁を申し上げますが、先ほど申し上げましたように、狐禅寺地区生活環境対策協議会とは草ヶ沢の施設に関しまして、あるいはその狐禅寺地区の生活環境について、いろいろと意見をいただいたり、情報を提供したりやっけてきているわけでございます。この懇談会にありましては、仮設焼却施設と新しい施設に関しての意見交換を重ねてきたところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 別な聞き方しましょう。

大東清掃センターだとか東山清掃センターには公害防止協定委員会というものがありますね。自治会の代表者の方々を中心にして構成されているわけですが、当然そこに参加される方々はそれぞれの自治会等々から選出された方々ですから、会議の内容についてはつまびらかにするわけです、出身母体に対して。そして、構成員に対して伝達をされるわけですね、焼却の様子、実績含めて。そういう仕組みがこの協議会にはあるのですか。一般の方々が知り得る仕組みになっているのですか、内容を。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） まず、一つは、大東清掃センターには公害防止対策協議会、それから東山清掃センターには公害防止協定委員会がございます。これは組合側が公害防止協定書に基づいて設置したところでございます。それから議員ご案内のとおり、それぞれ公害防止協定そのものは各自治会と結んでいる形になってございます。東山清掃センターだけは所萱自治会長と防止協定、狐禅寺地区の場合は先ほどご答弁申し上げておりますように、2区から6区までの住民の方々を構成員とする狐禅寺地区生活環境対策協議会というふうな組織になってございます。ですから、そこを代表していますといたしますか、その役員の方々である会長とか、あるいは代議員の方々と懇談をしてきたところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） どうも聞いていてわからないね。

では、もう一つ聞きましょう。

4年前の3.12に福島第一原発の2号炉が爆発しましたよね。あれがここに飛散していると言われていたわけですが、その後、全く初めての経験なので一般行政においても混乱を極めたわけですが、一関清掃センターにもいろいろなものが持ち込まれました。あれだけの高い数値が

出ていたのだけれども、どう対処したらいいのかということは国等々は出さないという混乱した状況の中で持ち込まれました。その結果として、一関清掃センターで焼却したものの中からとんでもないベクレル数が出たのですね、飛灰だったというふうに記憶していますけれども。それは今でも環境省のホームページだったのでしょうか、とんでもない数値が、数万という単位のもが出た、記録が残っていますね。これだけの大きな問題が生じたのだけれども、同協議会から住民の安全のためにこういうふうなことをしてくれという申し入れはあったのですか。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 平成23年の福島原発事故の後の焼却による飛灰の数値等も高い数値のもが出たという当時の状況でございますけれども、発生した時点で、しからばこれをどうしようかということも当然、当方に限らず、どこの地域でもそうだったと思いますが、やっぱり混乱があったと思います。

そこで、発生したこの灰について、ではどういうふうに処理するか、どういうふうな保管の仕方をするかということについては、これは狐禅寺地区の生活環境対策協議会のほうに、このようなことが発生したとまず報告をいたしました。当然、数値的にもそういった数値が出たということもご報告を申し上げましたし、また、当時ホームページ上でも公表したというふうな経過がございます。なおさら、その後の管理の仕方というのは非常に大事になるわけでございます。あわせて、当時ですとその後、飛散しないようにというふうな形で保管するということについてもご説明申し上げて、その点、ご理解いただいたというふうに私どもで解釈はしておりますけれども、最終的な処分までは至ってはございませんけれども、安全に今まで保管しているというふうな状況でございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） それは私も知っているつもりなのでありますけれども、職員たち中心にして努力してきたことも知ってます、そのことはね。

私が聞いているのは、そういうとんでもない数字が結果として出てしまったのです、結果として。予備知識もないのだから。出るべくして出たという見方も冷めた見方をすれば出るのだろうけれども、生まれるのだろうけれども、私が聞いているのは、そういうとんでもない数字が出た、狐禅寺地区の住民の生活、安全、そのために責任を負っている組織であるならば、こうしてくれと、例えば健康診断してくれとか尿検査してくれとか、そういう要望が出てきて当たり前ではないですか、こんな数字が出ているのだから。そういうものが同協議会からありましたかと聞いているのです。

議長（武田ユキ子君） 一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 当時の経過については議員もよくご存じのとおりでございますけれども、その結果について保管状況、それからあるいは今でも測定はしてございますけれども、排ガスの測定、こういったものについては、多少時期的な遅れはございましたけれども、国等のほうからこういった管理の仕方、あるいは数値についてというふうな示し方もございました。そういったものについて重視してまいりましたし、排ガスについても焼却による排ガスからはセシウムが出ないというような形で推移してまいりましたので、健康被害等についての懸念と申しますか、そういった部分については私どもでも万全を期してきたというふうな認識でございますし、そういったことについては要望と申しますか、例えば今、議員のほうから健康調査ということでございましたけれども、そういったことについては、ちょうだいしていないというふうな形

でございました。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 私は先ほど、かなり思い切った発言を壇上からいたしました。

この協議会は、覚書を取り交わした当時はたしかに同地区内の5行政区に在住する方々の大方の思い等々を代表する組織だったのでありましょう。私もそう聞いています。しかし、これほど大変な数字が出て、住民の安全のために申し入れをしない、こういう組織が地域を代表しているのかということでもあります。

今般、大東清掃センターで若干好ましくない事態が生まれました。刻々と焼却の実績等々について、協定の関係で参加いただいている役員を中心に情報提供が地元に行われています。その結果なのですね、ああいうものがチェックされるというのは。

そういう仕組みもない。これだけのものが起きて新聞でも大きく報道されている。それでも住民の健康、安全の関係での申し入れがない、これではね、住民からの信頼というのは生まれるのでしょうかね。

私はそういう意味からも、やはり各自治会ごとの交渉、あるいは協定というものに変えていく必要があると提案しているわけでありまして。もし、先ほど来管理者のほうから答弁があったような形で今後とも続けていくということであるならば、恐らく出口はない状況が続くのではないのでしょうか。答弁は求めません。

それでは、4つ目で質問した覚書の問題なのですが、実質平成19年度までの使用制限、これについては管理者は公有財産処分との関係で7年と定めたものであると承知している、根拠は何でしょうか。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 当時、この施設については国の補助を入れながらこういった施設整備をしたということですので、そういったものについては焼却期間というふうなものは定められております。そういったことによって、当時は単体の設備の更新というか、整備を新たに追加して設置いたしました。そういったものについては7年というふうなことがございましたので、最低その期間は稼働といいますか、時限に供しておらないと、その前に例えば廃止とか、そういった場合であれば返還というふうなことが生じるということですのでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） それは役所内の都合であります。

この間、同じ2階のフロアで環境を守る会の方々とやりとりを私も傍聴させていただきましたが、その中で地元の方々から、平成19年度までの使用となっていたのではないかというふうにも発言がありました。この覚書を分離解釈するならばそれ以外の解釈はないのであります。

私が聞いているのは、この覚書にかかわる附属文書でもあるのですかと聞いているのです。どうですか。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 覚書に関する附属文書というのはいりません。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 次は、新施設はこの狐禅寺には設置しないのだという明確な内容があるわけでありまして。この関係について、知事答弁の中で事情変更の法理の説明、発言がありました。それについて、どこがこの事情変更の法理に該当する内容なのか、これに対して管理者は、ダイオ

キシンの問題、それから福島第一原発事故等々の問題等々の説明がありました。

私、聞いていてよくわからないのは、循環型のまちづくり、この関係がどうして事情変更の理由になり得るのかであります。わかるように説明してください。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 我々のほうで今までご答弁申し上げてきておりますのは、事情変更というふうなことは一切お話し申し上げてございません。我々は、覚書そのものは、きちんと我々は覚書の重大性、重さについては十分認識しているところでございます。こういうふうな覚書の存在をはっきりと認識をし、そしてその新しい形での地域づくりというふうな形で新たに焼却施設を設置させていただきたいというふうなご提案を申し上げているというふうなところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 事ここに至っても事情説明を聞いてもしょうがない。

先ほど管理者のほうから、私がこの県議会特別委員会での知事答弁、これを踏まえるのかどうか、是とするのか否とするのかということについて確認を求めました。勝部管理者は当然のことながら基本だろうと、基本であると、是とする立場をとる、こういう答弁がありました。当然だろうと思います、行政体ですから。

県は知事が、知事の口をして答弁したけれども、岩手県の見解でありますから、事前に法規対策含めて県庁内で協議した結果を知事は答弁されたものだと思うのです。そのことを是とするのでありますから、事情変更という形で説明するしかないですね、これは。覚書には二度とつくりませんと書いてある。それをつくらせてくれと言っているわけだから、こういう事情変更が生じたので受け入れてほしいと、こういう論立てにしているのだから、その事情変更にどうして循環型まちづくり、これが該当するのだと、論理的に説明してくださいと言っているのですよ。

私が先ほど管理者から答弁いただいた中で、予想だにしない福島第一原発の事故がありましたよね。これは事情変更の大きな要因になり得ると思います。だれも否定しないと思います。それから広域で進めると言って県はずっと延ばしてきたのですよね、結論を。しかし、平成24年度末で設置された協議会は県南2施設体制推進、この結論を出しているのです、報告書ですね。これらを踏まえて、県は遅ればせながら平成25年10月に公表したわけであります。それを受けての一関市等々の行政行為が行われてきているわけ、それらを踏まえても、この広域の関係で大分じれてしまったというのも事情変更には私は該当しないことはないと思います。

しかし、理解できないのは、何回も言いますが、この勝部市長の立場だろうと思うのですが、循環型のまちづくり、これはいいことだと思いますよ。しかし、そのことがどうして地元との覚書という合意文書、これを変更する事由になり得るのかです。説明いただきたい。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 議員のただいまのご意見とちょっと認識が違うと思うのですね。

事情変更には相当する事由があったから、覚書をその事情変更においてないものにということではなくて、その状況はたしかに変化してきます、変化してきております。ただ、それは踏まえた上で、しかも、覚書締結に至る経緯、地元の方々の思いというものがこもっている部分がございますので、それも踏まえて、あれはやはり重きを置かなければいけないということで、そこに資源・循環型のまちづくり構想を一緒にして話していることは今までございません。あくまでも、新しいものをつくっていく場合に、これからの新しい施設というのは資源が循環するようなものをつくっていかねばならない、全く今までのものとはイメージの違う新しい姿のものをつく

っていこうと、地元の住民の方々の負担に感じないようなものをつくっていこう、そういうことで資源・循環型のイメージの図ができていくわけでございます。したがって、あの中に入っているのは、あくまでもイメージではございますけれども、ああいうこと全部を本当はやりたいのですけれども、できるものもあるでしょう、できないものもあるでしょう。その場所の制約もあるでしょうし、そういうさまざまなことを考えながら提案、これから具体的な細かいことも推進本部のほうで検討しながら一緒につくっていききたいというのが本音でございます。

議 長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） だからわからないのですよ。

私は冒頭言いましたよ。知事というよりも岩手県として、この問題についてこう考えるべきではないか、こういう形で対応していくべきではないかということを知事の口をして公式の場で答弁した、そのことで私は整理されたのだと。その線に沿ってこの広域行政組合も動いていくなれば、話し合いのテーブルというのも反対している方々含めて、私は別に狐禅寺地区にお願いして引き受けていただけるのかしらというのはいまだに思いますけれども、大東清掃センターの厳しい経験をした一人として、やはり約束は守るのだと。約束をどうしても守れないというときには、それ相応の住民の方々がやむを得ないという納得できるような説明なり論立てが必要だと。その示唆を与えているのが今回の知事答弁だという立場なのです、私は。私は否定しないと思う、勝部管理者も。

そういう点からいくと、今、重ねてお聞きした循環型のまちづくり、こういうものをそういうものの中で発言してしまうというのは、またもとに戻る議論になるのではないかと。

最後に話いたしますけれども、どうしても地元を引き受けていただきたいというときに言うのは、循環型のまちづくりだとか、こういうものをつくりますということではなくて、安全です、私は政治生命をかけて安全を確保します、こういう政治家としての言明であり行動ではないでしょうか。私どもはその一つの、大東の経験として国の基準の100倍厳しいものを設定しました。今日まで一日たりともそれを違反したことはないと報告を受けています。そういうものが住民の心を動かすのではないのでしょうか。

以上です。

議 長（武田ユキ子君） 菊地善孝君の質問を終わります。

午後3時30分まで休憩とします。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時30分

議 長（武田ユキ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

日程第5、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 報告第1号、専決処分の報告について、申し上げます。

本案は、職員が公務中に起こした物損事故に関し、損害を与えた相手方に対して賠償すべき額について、一関地区広域行政組合管理者専決条例の規定により専決処分したので、報告するものであります。

なお、事務局次長から補足説明させます。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 報告第1号、専決処分の報告について、補足説明を申し上げます。

専決処分書をお開き願います。

まず、3の事故の概要であります。平成26年10月6日午前9時45分ころ、一関清掃センターの敷地内において、一関清掃センターの職員が資材搬入のため公用車を後退した際、後方を十分確認しなかったため、駐車していた相手方の車両の右側面に接触して破損させる損害を与えたものでございます。

4の組合の過失割合でございますが、100%であり、1の損害賠償の額であります。車両修繕費の15万88円でございます。

なお、これにより支払う損害賠償金は、全国市有物件災害共済会の保険により補てんされるものであります。

相手方につきましては、2に記載のとおりであり、専決処分の日は平成26年10月30日であります。

今回の事故は、後進する際の基本的注意を欠いたことによるものであり、職員に対しては、常に細心の注意を払い慎重な運転を行うよう指導したところであります。

よろしくお願いたします。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議長（武田ユキ子君） 日程第6、認第1号、専決処分についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 認第1号、専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、職員が公務中に起こした物損事故に関し、損害を与えた相手方との和解及び賠償すべき額について、専決処分したものであります。

なお、事務局次長から補足説明させます。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 認第1号、専決処分について、補足説明を申し上げます。

専決処分書をお開き願います。

まず、3の事故の概要であります。平成26年10月20日午前9時ころ、中央町2丁目の相手方居宅の敷地内において、介護保険課の職員が公用車を駐車させようと後退した際、後方を十分確認しなかったため、相手方居宅の外壁及び給湯器に衝突し、破損させる損害を与えたものでございます。

4の組合の過失割合でございますが、100%であり、1の損害賠償の額であります。相手方居宅の外壁及び給湯器の修繕費の59万6,408円でございます。

なお、これにより支払う損害賠償金は、全国市有物件災害共済会の保険により補てんされるものであります。

相手方につきましては、2に記載のとおりであり、専決処分の日は平成26年12月25日であります。

今回の事故は、駐車する際の基本的注意を欠いたことによるものであり、職員に対しては常に

細心の注意を払い慎重な運転を行うよう指導したところであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

認第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、認第1号は、承認することに決定しました。

議 長（武田ユキ子君） 日程第7、議案第1号、一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第1号、一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準などを定めようとするものであります。

なお、事務局次長から補足説明させます。

議 長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 議案第1号、一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、いわゆる第3次地域主権一括法による介護保険法の改正により、要支援1、または2と認定された方に対する介護予防サービス計画の作成等を行う指定介護予防支援事業所の人員や運営等に関する事項について、条例で規定する必要があるため制定するものであり、厚生労働省令である指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に準拠して定めるものであります。

参考資料1ページをお開き願います。

この条例案の構成についてご説明いたします。

条文の構成ですが、第1章は総則であり、趣旨や指定介護予防支援事業者の指定に関する基準、

基本方針を規定しております。第2章は人員に関する基準であり、従業者の員数、管理者の基準を規定しております。第3章は運営に関する基準であり、指定介護予防支援事業者の運営に関する基準で、内容及び手続きの説明及び同意、サービス提供拒否の禁止、秘密の保持、事故発生時の対応などを規定しております。第4章は介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準であり、指定介護予防支援の取り扱い方針などを規定しております。第5章は基準該当介護予防支援に関する基準であり、法人格を持たない個人事業主などが行う場合の基準等を規定しております。附則は、施行期日及び記録の保存年限の経過措置を規定しております。

参考資料2ページをお開き願います。

2、独自基準規定内容比較表をごらんください。

この表は、組合において独自に基準を設け、厚生労働省令と条例案とで異なる内容となる条文を記載しております。

第28条第2項であります。厚生労働省令では記録の保存について2年間となっておりますが、介護報酬の返還請求の消滅時効が5年であるため、5年間保存とするものであります。

次に、3、保険者条例規定事項をご覧ください。

この表は、保険者が条例で規定すべき事項とされたものについて記載しております。介護予防支援の事業の申請を行うことができる者を、介護保険法第115条の22第3項及び介護保険法施行規則第140条の34の2の規定に従い、法人と定めるものであります。

議案書の15ページをお開き願います。

附則でございます。第1項は、この条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。

16ページをお開き願います。

附則第2項は、記録の保存年限に関する経過措置であります。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（武田ユキ子君） 日程第8、議案第2号、一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第2号、一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する

る基準を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターの人員等に関する基準を定めようとするものであります。

なお、事務局次長から補足説明させます。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 議案第2号、一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、いわゆる第3次地域主権一括法による介護保険法の改正により、包括的支援事業を行う地域包括支援センターの人員や運営に関する事項を条例で規定する必要性が生じたため制定するものであり、介護保険法施行規則に準拠して定めるものであります。

参考資料をごらんください。

条文の構成ですが、第1条は趣旨、第2条は基本方針を定めるものでございます。第3条は人員に関する基準であります。国で定める基準との相違点でございますが、本条例案につきましては、組合が独自に基準を設ける事項はございませんことから、国の定める基準との相違点はないものであります。

議案書2ページをお開き願います。

附則でございますが、この条例の施行日は平成27年4月1日とするものであります。

以上であります。よろしくお願ひします。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（武田ユキ子君） 日程第9、議案第3号、一関地区広域行政組合条例特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第3号、一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護認定調査員など非常勤の特別職の職員の月額報酬及び通勤割増報酬の上限額を引き上げることについて、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局次長から補足説明させます。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 議案第3号、一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

本案は、現在、当組合において任用している介護認定調査員などの非常勤特別職の職員の職の報酬について、一関市における非常勤特別職の報酬改定の内容に準じて引き上げを行うため、報酬額の上限額の改正を行おうとするものであります。

別表の改正は、地方公務員法第3条第3項第2号及び第3号に定める職員の報酬月額の上限額を18万8,800円から19万円に引き上げを行おうとするものであります。

また、別表備考欄の改正は、月額報酬を支給する特別職の職員のうち、勤務時間の定めのある者に対して支給する通勤割増報酬の上限額を1万7,200円から1万7,600円に引き上げを行おうとするものであります。

議案にお戻り願います。

附則でございますが、この条例の施行期日は平成27年4月1日からとするものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第3号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（武田ユキ子君） 日程第10、議案第4号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第4号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、第6期介護保険事業計画に基づき、平成27年度から平成29年度までの介護保険料及び介護予防・日常生活支援総合事業等の実施時期に関する経過措置などを定めることについて、所要の改正をするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 議案第4号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

第5条は、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画期間中の第1号被保険者の介護保険料について改正するものであります。この介護保険料につきましては、現行の第1号被保険者の保険料基準月額が4,797円ではありますが、第6期介護保険事業計画におきまして、基準月額を5,191円とすることから、第1段階から第11段階の年額保険料について改正するものであります。

参考資料1ページ及び2ページをお開き願います。

第1号は第1段階の保険料であります。第1段階につきましては、現行の第1段階と第2段階を国の基準に合わせ第1段階とするものであります。第2号から第4号は、第2段階から第4段階までの保険料であります。第5号は第5段階の保険料であり、第1段階の保険料の区分の見直しに伴い追加するものであります。第6号は、所得金額120万円未満の第6段階、第7号は、所得金額120万円以上190万円未満の第7段階、第8号は、所得金額190万円以上290万円以下の第8段階の保険料であります。第9号は、所得段階を290万円以上400万円未満として新設いたします第9段階の保険料であります。第10号、第11号は、第10段階及び第11段階の保険料であります。

なお、保険料額及び段階区分につきましては、参考資料5ページに対照表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

参考資料3ページであります。

第7条第3項の改正は、文言の整理を行うものであります。

附則第7条は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置であります。介護保険法の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症対策推進事業の4つの新たな事業を平成27年4月1日から実施することとされたところがございますが、事業実施体制の整備等に時間を要する場合は、その事業の開始時期等を条例で定めることができるとされております。

それぞれの事業の円滑な事業の実施を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業は平成29年4月1日から、生活支援体制整備事業は平成27年10月1日から、認知症対策推進事業は平成28年4月1日から、それぞれ実施する時期を定めるものであります。

なお、各事業の概要につきましては、参考資料6ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

議案書2ページをお開き願います。

附則でございますが、この条例の施行期日は平成27年4月1日とするものであります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第4号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（武田ユキ子君） 日程第11、議案第5号、一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第12、議案第6号、一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第5号、一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数などの基準について、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局次長から補足説明させます。

次に、議案第6号、一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、介護予防認知症対応型通所介護の設備などの基準について、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局次長から補足説明させます。

以上であります。よろしくお願いたします。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 議案第5号、一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、本条例の従うべき基準及び参酌すべき基準を定めている、厚生労働省令の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正するものであります。

参考資料でご説明を申し上げます。

参考資料1ページ及び2ページでございます。

議案第5号及び第6号共通の説明資料としまして、指定地域密着型サービスと指定地域密着型

介護予防サービスのサービス内容について記載しております。

地域密着型サービスは、要介護1から5のいずれかに認定された当組合管内に住所がある方が利用できるサービスであります。

参考資料3ページをお開き願います。

参考資料の3ページ及び4ページは、議案第5号及び第6号共通の説明資料としまして、条例の主な改正内容を記載してございます。

表の左の欄に議案第5号の主な改正内容をサービス事に記載しております。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る改正は、利用者、またはその家族からの通報に対応するオペレーターの設置基準の緩和、外部評価の効率化、事業の一部を他の訪問看護事業所に実施させる旨を規定するものであります。

認知症対応型通所介護、いわゆる認知症デイサービスに係る改正は、第64条において、夜間や深夜に通所介護以外のサービスを提供する場合の組合への事前届出について、第79条の2において、事故発生時の対応について、それぞれ新たに規定するものであります。第66条の改正は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員を、共同生活住居、いわゆるユニットごとに3人までに改めるものでございます。

小規模多機能型居宅介護に係る改正は、従業員の員数、利用定員について規定するものであります。

認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症高齢者グループホームに係る改正は、事業所用地の確保が困難であるなどの実情により必要と認められる場合は、1事業所の共同生活住居の数を3とすることができることとするものであります。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる小規模特別養護老人ホームに係る改正は、サテライト型、地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として、指定地域密着型介護老人福祉施設を追加するものであります。

複合型サービスに係る改正は、事業の名称を、サービス内容が具体的にイメージできる看護小規模多機能型居宅介護に改めるとともに、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を25人から29人に、当該事業所の登録定員の人数に応じて利用定員を18人までに定めることができるものとするものであります。

参考資料の5ページから32ページは、新旧対照表であります。

議案の6ページをお開き願います。

附則でございますが、附則第1項は施行期日を平成27年4月1日とするものであります。附則第2項及び第3項は、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護についての経過措置を規定するものであります。

次に、議案第6号、一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、本条例の従うべき基準及び参酌すべき基準を定めている、厚生労働省令の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、改正するものであります。

恐れ入りますが、議案第5号参考資料の3ページをお開き願います。

地域密着型介護予防サービスは、要支援 1、または 2 のいずれかに認定され、当組合管内に住所がある方が利用できるサービスであります。

表の右の欄にこの条例の主な改正内容をサービスごとに記載しております。

介護予防認知症対応型通所介護に係る改正は、第 8 条において、組合への事前届出と事故発生時の対応について、また、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員をユニットごとに 3 人までに改めるものであります。

介護予防小規模多機能型居宅介護に係る改正は、従業員の員数、利用定員について規定するものであります。

介護予防認知症対応型共同生活介護に係る改正は、事業所用地の確保が困難であるなどの実情により必要と認められる場合は、1 事業所の共同生活住居の数を 3 とすることができることとするものであります。

議案の 3 ページをお開き願います。

附則でございますが、施行期日を平成 27 年 4 月 1 日とするものであります。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

議 長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、議案第 5 号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

議 長（武田ユキ子君） 日程第 13、議案第 7 号、平成 27 年度一関地区広域行政組合一般会計予算から、日程第 14、議案第 8 号、平成 27 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算まで、以上 2 件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第 7 号、平成 27 年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算書の 1 ページをお開き願います。

本案は、一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を22億9,507万1,000円と定めようとするものであります。

また、一時借入金の借り入れの最高額は1億円といたしました。

4ページをお開き願います。

目的別歳出額は、第1表のとおりで、議会費191万6,000円、総務費3,833万7,000円、衛生費20億8,904万3,000円、公債費1億5,577万4,000円、諸支出金1,000円、予備費1,000万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、2ページとなりますが、分担金及び負担金16億2,200万7,000円、使用料及び手数料1億9,366万6,000円、国庫支出金2,484万円、財産収入2億1,321万8,000円、寄附金1,000円、繰入金1億1,000円、繰越金1,000円、諸収入1億4,133万7,000円を見込みました。

なお、事務局次長から補足説明させます。

次に、5ページをお開き願います。

議案第8号、平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険事業に要する経費として、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を142億3,256万2,000円、また、サービス勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を3,938万1,000円と定めようとするものであります。

また、一時借入金の借り入れの最高額は10億円といたしました。

まず、事業勘定について申し上げます。

8ページをお開き願います。

事業勘定の目的別歳出額は、第1表のとおりで、総務費3億9,094万7,000円、保険給付費135億3,180万3,000円、基金積立金24万2,000円、地域支援事業費3億614万5,000円、公債費42万5,000円、諸支出金200万円、予備費100万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、6ページとなりますが、保険料25億2,247万3,000円、分担金及び負担金21億3,565万6,000円、使用料及び手数料20万円、国庫支出金35億2,360万6,000円、支払基金交付金38億667万9,000円、県支出金20億1,706万円、財産収入24万3,000円、繰入金2億2,617万5,000円、繰越金1,000円、諸収入46万9,000円を見込みました。

次に、10ページをお開き願います。

サービス勘定の目的別歳出額は、第1表のとおりで、サービス事業費3,863万円、諸支出金1,000円、予備費75万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、9ページとなりますが、サービス収入3,933万3,000円、繰入金1,000円、繰越金1,000円、諸収入4万6,000円を見込みました。

なお、事務局次長から補足説明させます。

以上であります。よろしくお願いたします。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 議案第7号、平成27年度一関地区広域行政組合一般会計予算及び議案第8号、平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

初めに、一般会計予算であります。

予算書13ページをお開き願います。

歳入、1款1項1目総務費分担金は、歳出の1款議会費、2款総務費、6款予備費に充当する財源であり、構成市町ごとの分担割合は均等割となっており、一関市9分の8、平泉町9分の1となっておりです。

2目衛生費分担金のうち、1節衛生総務費分担金は、歳出の3款1項衛生総務費に充当するものであり、分担割合は、総額の10%が均等割、90%が人口割であります。2節火葬場費、3節ごみ処理費、4節し尿処理費の各分担金にありましては、歳出の3款2項火葬場管理費、3項ごみ処理費、4項し尿処理費に充当するものであり、分担割合は、総額の10%が均等割、90%が利用割であります。

2項負担金、1目建設事業費負担金は、旧組合及び現組合の地方債の償還に係る負担金でありまして、負担割合は人口割であります。

1款に占める構成市町ごとの総額及び構成割合は、一関市が15億1,331万円で93.3%、平泉町が1億869万7,000円で6.7%となるものでございます。

14ページになります。

2款使用料及び手数料につきましては、ごみ処理手数料、し尿処理手数料などにかかわるものでありまして、対前年度比較は、取り扱い件数や搬入量の増減によるものであります。

15ページになります。

3款1項国庫補助金は、各清掃センターにおける排ガス等の放射能測定に対する補助金でありまして、3款2項委託金につきましては、原子力発電所事故由来の指定廃棄物の保管に伴う放射能測定等に関する委託料であります。

4款1項1目財産貸付収入の主なものにつきましては、組合所有の旧伝染病隔離病舎の岩手県への貸し付けであり、その貸付額は、当該病舎建設時の地方債に係る元利償還額相当であります。

4款2項1目不動産売払収入は、組合が普通財産として管理しております狐禅寺手負沢及び狐禅寺八郎沢地内の土地につきましては、一関市への売却を予定するものであります。この土地は、旧一関衛生処理組合が、ごみ焼却施設及びし尿処理施設を設置し、現在の狐禅寺草ヶ沢地内のごみ焼却施設、し尿処理施設及びリサイクルプラザの各施設が稼働するまでの間、ごみ焼却、し尿処理、リサイクル業務を行っていたものであります。平成15年度以降は普通財産として管理し、この間、国、JRが施工する工事の資材置き場、また、東日本大震災によるがれきの仮置き場として、一関市に無償貸与等を行ってまいりました。売却を予定する土地の地目は宅地、雑種地、原野でありまして、面積は9,170.82平方メートルとなっております。

16ページになります。

4款2項2目物品売払収入は資源物や再生品の売払収入であり、前年度比較での増減の要因は、資源物の売り払い数量の増及び単価の上昇によるものであります。

6款1項1目財政調整基金繰入金にありましては、一関清掃センター、大東清掃センター及び東山清掃センターの施設管理費などに充当するものであります。

17ページになります。

8款2項受託事業収入につきましては、管内利用自肅牧草の受け入れに伴う焼却経費及び牧草ペレット供給装置設置工事に充てる収入であります。

8款3項1目弁償金は、東京電力原子力発電所事故被害弁償金を見込むものであります。

18ページからは歳出になります。

議会事務費におきましては、新たに定例会一般質問の一関コミュニティFMの録音配信を行うこととし、中継業務に係る委託料を見込んでおります。

21ページをお開き願います。

3款1項1目衛生総務費、説明欄1つ目の丸印、生活環境対策費の一関清掃センター、舞川清掃センター及び東山清掃センターの環境監視謝礼でございますが、各清掃センターの安全性について地元住民の皆さんにご確認をいただくため、巡視をお願いすることとするものです。なお、舞川清掃センターにおいては、昨年度までも舞川地区協議会に巡視をお願いしていたものであります。

22ページになります。

3款2項火葬場管理費につきましては、釣山斎苑、千厩斎苑の管理に要する経費であります。火葬場につきましては、平成26年4月1日から指定管理者が管理を行っており、組合においては火葬炉設備補修工事等、施設の維持補修を実施するものであります。

3款3項1目一関清掃センター費は、ごみ焼却施設管理費、リサイクルプラザ管理費、ごみ収集運搬事業費に関する経費であります。

23ページになりますが、11節需用費の主なものは、ダイオキシン類処理に係る各種薬品、機械設備の補修材などの消耗品、設備の電気料であります。13節委託料は、ごみ焼却施設運転管理委託料、リサイクルプラザ施設管理委託料、ごみ収集運搬委託料などです。15節工事請負費は、各施設の定期補修工事が主なものであります。

24ページになります。

説明欄丸印、粗大ごみ収集運搬事業費であります。粗大ごみ収集運搬事業は隔年での実施としており、平成27年度は実施年度となるものであります。廃棄物処理施設モニタリング事業費は、排ガス放射能測定及び焼却灰の放射性物質濃度測定、放流水、地下水の放射性物質濃度測定を国の補助を受け実施するものであります。

2目大東清掃センター費は、ごみ焼却施設管理費、リサイクル施設管理費、ごみ収集運搬事業費に関する経費であります。11節需用費は、ダイオキシン対策のほか利用自粛牧草の受け入れ焼却に伴う薬品類や電気料を計上しております。13節委託料は、施設運転管理委託料、ごみ収集運搬委託料などを計上しております。15節工事請負費は、ごみ焼却施設の定期補修工事に加え、ペレット化した利用自粛牧草の焼却のため、牧草ペレット供給装置設置工事を実施するものであります。

25ページになります。

3目舞川清掃センター費の説明欄下の丸印、指定廃棄物保管事業費は、一関清掃センターの焼却灰保管に伴う国の委託事業であります。

26ページになります。

5目東山清掃センター費にありましては、15節工事請負費におきまして焼却灰覆土工事に係る経費を計上しております。

27ページになります。

4項し尿処理費は、一関清掃センター及び川崎清掃センターの施設の管理に係る経費であります。11節需用費につきましては、し尿処理薬品などの消耗品及び電気料などで、13節委託料は施設の維持管理に係るものでありまして、貯留槽清掃業務委託、脱水汚泥等廃棄物処理業務委託等です。15節工事請負費は、定期補修工事を行うものであります。

28ページになります。

4款1項公債費、1目元金にありましては、ごみ処理施設及びし尿処理施設並びに災害復旧費に係る地方債の償還金であり、平成27年度末の未償還元金につきましては5億782万9,000円の見込みとなります。

なお、詳細にありましては、36ページに地方債の現在高に関する調書でお示ししておりますので、お目通しをお願いいたします。

29ページ以降につきましては給与費明細書となりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、介護保険特別会計事業勘定予算について申し上げます。

39ページをお開き願います。

1款1項保険料であります。第6期介護保険計画の1年度目に当たり、第1号被保険者の介護保険料を増額改正することから、対前年比3億5,065万円の増としているものであります。1節現年度分特別徴収保険料にありましては被保険者3万8,600人、2節現年度分普通徴収保険料にありましては被保険者4,400人を見込んだところであります。

2款1項分担金にありましては、構成市町からの分担金であります。構成市町の分担割合につきましては、1節介護給付費分担金は総額の10%が高齢者人口割、90%が給付割、2節地域支援事業費分担金は高齢者人口割のみ、3節事務費分担金は10%が均等割、90%が高齢者人口割となっております。

2款に占める構成市町ごとの分担金総額及び構成割合につきましては、一関市が20億1,322万7,000円で94.3%、平泉町が1億2,242万9,000円で5.7%となっております。

40ページをお開き願います。

4款国庫支出金から41ページ、6款県支出金までの各目ごとの負担、補助の割合などにつきましては、別冊の予算説明資料16ページに記載しておりますので、参照願います。

42ページになります。

8款1項1目介護給付費準備基金繰入金にありましては、介護保険料の軽減等のため取り崩すものであります。

次に、歳出であります。

43ページをお開き願います。

1款1項1目総務管理費につきましては、介護保険事務の全般的な経費であります。説明欄下から7行目、介護認定審査会システム改修委託料及び8行目、介護保険事務支援システム改修委託料は、平成27年4月からの介護保険法改正に対応するためのシステム改修を行うものであり、5行目、介護保険負担割合証作成処理委託料は、被保険者の負担割合を証明するための書面の作成に係る経費であります。説明欄一番下の丸印、マイナンバー導入事業費は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、介護保険システムの改修及びネットワークシステムの新規構築を行うものです。

44ページになります。

1款3項1目認定審査費にありましては、説明欄一番上の介護認定審査会委員報酬につきまして、審査件数の増加に伴い、年間延べ250回の審査会を見込んだところであります。

45ページになります。

2款1項は介護サービス費でありまして、1目介護サービス費は要介護者に対する給付分、2目介護予防サービス費は要支援者に対する給付分であります。

3目審査支払手数料にありましては、国民健康保険団体連合会への介護報酬請求内容の審査及び介護事業者への支払業務委託料であります。

4目高額介護等サービス費は、利用者負担額が一定額を超えた場合に給付するものであります。

5目高額医療合算介護等サービス費にありましては、介護保険と医療保険における自己負担の合算額が著しく高額となる場合に、負担を軽減するために給付するものであります。

6目特定入所者介護サービス費にありましては、介護保険施設等の食費、居住費につきまして、所得に応じた負担額を超えた場合に給付する低所得者対策分となっております。

46ページになります。

3款1項1目基金積立金にありましては、介護給付費準備基金等の利子について積み立てを行うものであります。

4款1項介護予防事業費にありましては、介護予防事業として構成市町へ委託いたしまして、対象者把握事業、通所型事業、介護予防教室等を予定するものであります。

4款2項包括的支援等事業費でございますが、47ページ、説明欄2行目、包括的支援事業委託料は、高齢者の生活状況の把握や介護に関する相談等を在宅介護支援センターなど20カ所に委託をするものであり、次の地域包括支援センター業務委託料にありましては、地域包括支援センター5カ所分について委託するものであります。

説明欄、下から2行目の任意事業構成市町委託料につきましては、家族介護者支給事業、介護手当て支給事業などを委託し、実施しようとするものであります。

次に、59ページをお開き願います。

介護保険特別会計サービス勘定となります。

サービス勘定は、地域包括支援センターの予防給付に係るサービス事業費でありまして、ケアプラン作成等に係る経費であります。

歳入であります。

1款1項1目介護予防サービス計画費収入であります。介護予防プラン作成数の増により前年度比較において増となっております。

次に、歳出であります。

60ページになります。

1款1項1目介護予防支援事業費であります。説明欄下から3行目の介護予防プラン作成等委託料は、管内居宅介護支援事業所に介護支援計画の作成を委託するものであり、作成数の増により前年度比較において増となっております。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） 議案第7号について、3点質問をいたします。

21ページの3款1項1目衛生総務費、健康診断費、これは大東清掃センターの周辺の方々は多くの方が受診され、そしてその検査の項目も地元の希望を入れて増やしたわけです。そうしたときに、この経費の負担について、いわゆる東京電力へ損害賠償にするという考え方はないのか、そのことをお伺いをいたします。

それから、同じく23ページですね、23ページの3款3項ごみ処理費、1目一関清掃センターの中にステッカーの印刷費というのがありますけれども、この目的と中身について伺います。

それから24ページ、2目大東清掃センター及び5目東山清掃センター費の中で、私は公害防止協議会とか何かに参加しておると、この原発由来の業務が相当増えているのではないかというように思うのですけれども、それについて東京電力へ損害賠償をどのように考えているのか、あるいは焼却灰の処理のために、当初想定した容量が小さくなるわけですね。そういうことについて、その影響する分について東京電力へ損害賠償をすべきでないかというように思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長。

大東清掃センター所長（菊池覚君） 金野盛志議員にお答えをいたします。

私のほうから2点についてお答えをさせていただきます。

まず、大東・東山清掃センター施設周辺住民健康調査委託料についてでありますけれども、健康調査委託料のうち、汚染牧草の焼却に伴う大東清掃センター施設周辺住民分の健康調査項目の追加分の経費のうち、平成25年度分の117万6,546円については、平成26年の6月19日に実施した第6次請求において、東京電力株式会社に対しまして損害賠償請求をしたところであります。また、平成26年度分については、東山清掃センター周辺住民分の健康調査費用127万6,840円と合わせた253万4,867円を損害賠償請求することとしております。

次に、大東清掃センター費、東山清掃センター費についてでありますけれども、汚染牧草の焼却に伴い、新しく増えた業務といたしまして、焼却灰中のセシウム濃度を計算しながら牧草の焼却計画の作成、あるいは掲示板や回覧配布などによる周辺住民への情報提供に係る作業、そして最終処分場における埋立工事に係る設計業務や工事立ち会いなどがございまして、これらに係る人件費等の経費については、東京電力株式会社に対し、損害賠償請求をしているところでございます。

また、東山清掃センターでの焼却灰処理に伴う埋立容量への影響についてでございますけれども、焼却灰の埋立てについては、環境省の定めるガイドラインに沿った埋立てを実施し、覆土量が大幅に増加しましたことから、東山清掃センター公害防止協定委員会の了承を得て、当初の埋立容量11万立方メートルから約10%の増量をするための軽微変更届けを県に提出したところでございます。これに伴う測量委託料や工事費などについては、今後の損害賠償請求をすることとしていくところでございます。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 私のほうからは、違反ごみステッカーについてお答えいたします。

違反ごみステッカーにつきましては、定められた収集日以外に排出されましたごみや、分別が徹底されずに不適切に排出されましたごみに貼りつけて、排出者に注意喚起を行うためのものとしてございまして、一関清掃センターにおいて一括して作成し、一関清掃センター管内及び大東清掃センター管内において同じものを使用してございます。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10番（金野盛志君） 健康診断費について再度伺います。

これは公害防止協定を結んでいるからという前提ではなくて、大東周辺でやっているわけですので、私は狐禅寺の地域にもやらなければ、そちらの方々から要望があるからやるのではなくて、狐禅寺周辺の方々にも、もちろん相当高濃度なものが当初のころは出たわけですね。そうした不安を持っているわけですので、やっぱり同じように焼却をやっているところにはやっぱりやる

べきではないでしょうか。その点について伺います。

それから、請求はしておるといふところまで聞いたのですけれども、補償になったのかどうか、それについてもお答えを願いたいと思います。

一問一答ですね。では、最初の健康診断を拡大すべきではないかということについてお伺いをいたします。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 現在、大東清掃センターのほうで行っている健康調査について、一関清掃センター管内でも行うべきではないかというふうなご質問の趣旨かと思えます。

これにつきましては、大東清掃センターにおいては健康調査をして参った経過というものもございまして、そういったものも含めまして、地元の協議会とご相談しながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10番（金野盛志君） いや、大東だって最初に健康診断の項目というのは限られたものがあつた中で、地元から牧草の焼却のとき不安だから、こういう項目を追加してくれと言われたわけですよ。私はそのときから本当は狐禅寺だって同じレベルでやっぱりやるべきだというふうに私は思っていたのです。そういう発想にならないのですか。やっぱりこのところをやっていかないと、いろいろな、今、せつかくその地域との協議、話し合いをやっていくときに、私は一つの糸口と言ったらいいですか、何と表現したらいいですか、そういうことになっていくと思うのです。是非、次にそういう地域と協議する機会があつたときは、そちらからやってくださいよと言われる前に、こちらからこういうことも提案するというのが私は必要だと思いますので、これ以上言ってもあれですから、そこのところはそういうようによろしくお願ひしたいなと思えます。

それから、6次請求しているということは聞きましたけれども、請求してなつたのですか、補償に。

議長（武田ユキ子君） 菊池清掃センター所長。

大東清掃センター所長（菊池覚君） ただいまのご質問でございますけれども、6次請求を行ったということで、それに対する弁償金の支払いはまだないところでございます。

ちなみに申し上げますが、弁償金の支払いが済んでおりますのは、平成23年度分の検査費用等についてでございます。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10番（金野盛志君） では、2点目のステッカーについて言います。違反ごみについて貼りますよということで私もそういう経験がありますので、それはわかります。ただ、大東清掃センターの場合は名前が書いてあるものだから、だれのごみかわかるのです。こちらの一関清掃センターの場合は、違反ごみのステッカーを貼ってもだれのものかわからないでしょう。貼る自体、その意味があるのですか。そういう意味があるのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 今お話しのとおり、一関清掃センター管内においてはごみ袋に記名というものはございませんが、ステッカーが貼られたごみ袋が収集されずに残っているというふうな状況であれば、排出者自身にも気づいていただくと、そのまま残るわけですから、そのことが重要であるということから、排出者の責任を喚起するというふうなことはつながっていくということから、ごみの適切な排出について一定の効果があるものというふうには考えてご

ざいます。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10番（金野盛志君） 午前中の質疑の中で、プライバシー云々とか何かという話もありましたけれども、やっぱり私は総合的に考えた上で、こういうことがやる必要があるのかどうか、やるのであれば本当に効果のある方向に持っていかないと私はならないと思うのですね。よく市民の方々ともその辺を意見を、そういうものを行った上で、やっぱり本当に清掃センター周辺の方だけに負担がいかないような、そして市民全体でいくような形にしていかないとならないと思いますので、このステッカー印刷についても本当に効果といいますか、そういうことを考えていただきたいなと思います。

そして、3点目、損害賠償しているということのようですけれども、私は東山を考えてみれば、そろそろいっぱいになる。そして、あの擁壁を考えた場合に、本当にこの後、何十年かあの擁壁を持たせなければなりません。その擁壁の補強、こういうところまで今回、損害賠償の中に私はやっていくべきだと思うのですね。ちなみに、あれは50年から100年しか持たないのですね。既に何十年たっているわけですので、今後その辺はどのように考えていますか。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長。

大東清掃センター所長（菊池覚君） お答えいたします。

擁壁につきましては、平成26年度に擁壁の健全度調査を行ったところでございます。一部、外側の擁壁部分に若干の沈下等が見られましたが、構造上の問題はなく、また、主要部分の擁壁は沈下等もなかったことから、施設全体としての安定性が確保されているという結果でございました。したがって、当面は大幅な補強工事の必要はないというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 金野盛志君の質問を終わります。

次に、5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 私は何点か、すべて7号議案について質問したいと思います。

まず、15ページ、4款2項1目不動産売払収入1億5,800万円何がし、これは手負沢の関係だということですが、ヒ素の問題はその後どういうふうに推移しているのか、その1点についてのみ紹介をいただきたい。

同じく18ページ、1款1項1目組合議会費、議会中継業務委託費の15万1,000円、これはFMあすもの関係だというのでありますが、今、焼却場の問題等々、市民の関心が高いわけですね。それを考えると、音だけのFMあすもだけではなくて、インターネット、その他での提供が必要だと思うのですが、当然、これを計上するに当たって検討しただろうと思いますが、インターネット中継、これを委託した場合の経費はこのほかに大体どのぐらい負担を覚悟しなければならないのか、この機会に紹介をいただきたいと思います。

次は、21ページ、3款1項1目、ごみ減量化対策費206万4,000円ほどの計上ですが、施策推進方針の中で減量化云々ということが特にも強調されています。この中に新規内容があるのか、あるとすれば紹介をいただきたい。

次は、21ページ、同じく3款1項1目、大東・東山清掃センター施設周辺住民健康調査委託料、これについては今、金野議員からも話がありましたので、私は賠償期間との関係について質問したいと思います。

東京電力なり国のエネルギー庁等々がこの間言っていることは、5カ年という一つの目安を出

しているわけですね。これとの関係で、これらの賠償その他の関係がどうなっていくというふう
に組合としては判断しているのか、この機会に紹介いただきたいと思います。

それから、通告外2件あります。

同じく21ページ、3款1項1目、公害防止対策協議会委員謝礼、これが大東清掃センター分が
14万4,000円、東山清掃センター分が10万8,000円あります。一関清掃センターなり舞川清掃セン
ター部分というのはどこに計上されているのか、この機会に紹介をいただきたい。

次は22ページ、3款3項1目、ごみ焼却施設管理費3億2,600万円ほどの計上がありますが、
これは一関清掃センター分でありますけれども、この中に耐久度調査等々の内容が含まれている
のかどうか、この機会に紹介をいただきたい。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） それでは、菊地善孝議員のご質問にお答えいたします。

私からは、議会中継業務委託料についてお答えいたします。

平成27年度の予算編成につきまして、組合議会議長から、より開かれた議会とするため、一関
ケーブルネットワーク及び一関コミュニティFMによる放送を通して住民周知を図るための経費
の計上について要望をされたところでございますが、平成27年度から組合議会定例会の一般質問
について、一関コミュニティFMによる録音配信を行うこととし、その経費を計上したものでご
ざいます。放送日、放送時間などの詳細については、今後、議会と協議をしながら検討してまい
りますが、FMあすもの録音配信をするための予算措置につきましては、15万1,200円ほどを計
上しているものでございます。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 私のほうからは、不動産売払収入について、まずお答えをい
たします。

3月4日の組合議員の説明会におきまして、速報ということで、旧手負沢分別作業跡地土壤調
査の結果について、ヒ素及びその化合物について、土壤汚染対策法基準を超える値となっている
エリアが1カ所あったということを申し上げてございます。

その後についての経過ということでのご質問でございましたけれども、その後、調査地点周辺
の住宅24戸を訪問いたしまして、飲用井戸がないことを確認するとともに、今後、当組合で土壤
の詳細な二次調査を実施いたしまして、土壤調査の最終結果をお知らせするまでは、引き続き井
戸水の飲用を控えていただくということについて重ねてお願いをいたしました。

現在は、国の指導によりまして、基準値を越す場所の特定をするために土壤の二次調査をして
ございます。また、今後は、当組合の敷地内に観測井戸を設置いたしまして、地下水への影響調
査も実施する予定としてございます。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長。

大東清掃センター所長（菊池覚君） 大東清掃センター、東山清掃センター施設周辺住民健康調査委
託料等に関係して、損害賠償請求の今後の見込みというふうなことでお話があったかなというふ
うに思いますが、当然私ども単独ということではなくて、構成市町並びに県といったようなと
ころと協議をさせていただきながら、損害賠償請求事務を進めているというところではござい
ますので、そういった県なり構成市町なりとその辺については、協議をしながら進めてまいり
たいというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 菊地議員に申し上げますが、通告外のものが先ほど、何か質問されたということですか。通告をしていない事案について質問されたという内容ですか。本来は通告を事前にお願ひしているところでございますが、そのことに答弁はまだなっていないということでしょうか。

千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 答弁漏れがございまして、大変申し訳ございません。

ごみ減量対策費の内訳についてでございますけれども、まず廃棄物処理懇話会委員の謝礼については、ごみ処理について住民の皆さんからご意見、ご提言をいただくために開催する会議3回分の出席謝礼ということでございます。

それから、ごみ収集カレンダーの印刷費、これについては、管内全世帯配布用のごみ収集カレンダー、それから一関清掃センター管内用のごみの分け方出し方についての啓発チラシ、ごみの分け方出し方テキストダイジェスト版、これらの印刷費でございます。

それから、新たな新規事業費の有無についてということでございますけれども、平成27年度におきまして、新たに予算措置した事業はございません。ただ、分別の徹底を図るために、ごみの分け方出し方についての啓発チラシの中で、分別を強化するというふうなものの品目に絞り込んだチラシを作成いたしましたので、管内全戸に配布を予定しているところでございます。

それから、答弁漏れのほかにもございましたので、続きまして、ご説明を申し上げます。

予算書21ページの中で、大東、それから東山のそれぞれの清掃センターにおいて、公害防止対策協議会委員謝礼というものがあるのだけれども、これに対して一関のほうはないのかというふうなご質問だったと思いますが、これについてはございません。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） それでは、インターネット中継について、大変失礼をいたしました。

これにつきましては、市議会議場の設備を使用するため、中継自体は生中継、録画配信ともに経費は要しないということと、生中継の場合は組合ホームページの議会中継のリンクを設けること自体は無料で可能であるというふうなことがございますので、今後、実施に向けて組合議会のほうと検討してまいりたいと思います。

議長（武田ユキ子君） いずれ、今後は事前に通告をするようよろしくお願いいたします。

5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 通告云々の関係はそのとおりであります。通告期限からその後、変化があります。ですから、通告外の発言ということもやむを得ないと思います。当然協力はしますけれどもね、場合によってはやむを得ないと思います、議会ですから。

1番目のヒ素問題は了解します。

2番目の中継の関係ですね、インターネット、これについては是非早く着手してほしい。

今、市議会の中でも話しているのですが、実はインターネットだけでは、今、大きく普及しているスマートフォンが、スマートフォンではすぐ見れないのですね。県議会はすぐ見れるのです。だから、県議会の情報のほうが早いのです。市民は。生中継だけではなくて録画含めて県議会はそうになっています。大きな金がかかるとは聞いていますので、そこまでは是非やれば、もっと市民の人たちのいろいろな問題についての理解というのは深まるのではないかと思いますので、努力をいただきたいと思います。要望だけにしておきたいと思います。

次は、3つ目、ごみ減量化対策の関係ですが、新規事業はないということでもあります。やはり

施策推進方針でこういう形で強調した以上は、少なくとも一つぐらい、こういう部分が新規であるということがほしいですね。予算の裏づけがないのかということになってしまいますから、今後のあり方として検討をしていただきたいと思います。これも要望にかえたいと思います。

次は、大東、東山清掃センターとの関係で言った賠償期間の関係なのでありますけれども、これはこの間の市議会でも大きく取り上げた経過があるのですが、実は東京電力なり通産のエネルギー省ですね、外局の。これらの機関団体等々は賠償期間5年だというふうなことがベースにあって、避難地域がそれぞれで早いところはこの2月末をもって賠償その他については打ち切ろうというのが国の方針、こういうことが明らかになって大きな騒ぎになったわけですね。組合が抱えているさまざまな問題、東京電力に対する債権というのでしょうか、さまざまな賠償請求する権利、こういうものについてもこれらの大きな網がかかってくる可能性があるのではないかと、こう思えてならないのです。説明をいただきたいのはそのことであります。なかなかそこまでは検討していないよということであるならば、後刻で構いませんけれども、そういうふうなところに原発の再稼働との関係でできるだけこういうものから足を洗ってしまいたいということが露骨に見えてきているわけですね。そのことを尋ねているわけでありまして。もし再答弁があるとすればお願いをしたいと。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長。

大東清掃センター所長（菊池覚君） 議員ご質問の内容についてですが、承知しきれていない部分もございましたので、認識不足という部分もあろうかというふうに思いますが、私どものほうからすれば毎年度、これからも賠償請求する事案が発生してくるというふうなこともございますので、今後検討してまいりたいというふうに思います。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） それはそれで努力いただきたいと思います。

次は、5つ目、公害防止協定委員の謝礼との関係で、一関清掃センターなり舞川清掃センター分あるのかということに対してないということでありまして。公害防止協定を結んでいない、協定委員会も設置されていないということなのであります。

先ほどのごみ袋の問題、金野議員のほうからありましたけれども、これとあわせて考えても、やはりもっと公害防止等々について組合と住民との関係、地元との関係について、大東清掃センターなり川崎、東山清掃センターがベストだとは私は思わないけれども、もっと近代化すべきではないでしょうか、全体的に。そうした上でいろいろな要請もする、お願いもするという関係にしていかなければならないと思えてならないのですが、この部分についても私は、金額はそんなに大きな金額ではなからうと思っておりますから、公害防止協定委員謝礼という形は出せないにしても、会議をお願いして出席いただいた方々について費用弁償程度は出すというようなことはできるのではないのでしょうか。社会一般の通年として、費用弁償であろうが謝金であろうが受け取れば、公費を受け取るわけですから、それに伴うものが発生してきます。責任というものが発生してくるはずであります。そういう意味でも私は検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 一関、それから舞川についてはないということで、大東、東山の清掃センターの公害防止対策協議会については、こちらについては設置の経過等について議員ご存じのとおり、一関、舞川とはちょっと経過が違うというふうなこともございます。そういったこともございますし、今年度においては一関清掃センターにおいても、別な形ではあります

けれども、環境監視謝礼ということで設置をいたしました。また、それとは別ということでの今の出席、会議等についての出席報酬ということのお話だったと思いますが、これについては、今、経過も違うということから今後検討してまいるといふうにしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 最後に6点目ですね、ごみ焼却施設管理費3億2,600万円何がしの中に、一関清掃センターの管理費でありますけれども、この中に同施設の耐久度調査、耐力度調査等々の金額が入っているのかどうか、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 今のご質問の内容については入ってはございません。ただし、こういった廃棄物処理施設については、定期的に機能検査というふうなものを実施してございますので、そういったもので今現在の施設の状況、あるいはその中にはそれぞれの施設の耐久度というふうなものも含まれてまいるかと思っておりますけれども、そういった定期的に行われる機能検査というふうなもので把握してまいりたいというふうにしてございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 車の車検の場合は、ご存じのように、検査日、検査時点で規格を満たしていればパスするのですよね。次の日壊れようが、そういう仕組みですね、車の車検は。定期検査というのはそういうものではないのですか。例えば、私なら私が知り合いのAという自動車整備工場にお願いします、車検やってくれと。ついては、悪いところあったら直してくださいというわけです、普通は。そうすると、一日車検だとか何かとは違って金額は少し多くなりますよね。しかし、2年なら2年、大きなことでもない限りはもつぐらいの整備はしてくれるわけです、直したほうが良いというところ。そういうところまでやってくれるのです。

今、紹介いただいた定期点検等々については、そういうプラスアルファの部分も間違いなく加味されていますか。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 今申し上げました定期的なというふうなものは、正式に言いますと精密機能検査というふうなものでございまして、専門機関においてこれを行うという形になってございます。当然そこでは、直接その方々が補修するわけではございませんけれども、その精密機能検査において機能が劣っているもの、あるいはこれは応急に処置しなければいけない、あるいは何年後かにはやっぱり整備しないとイケないだろうと、整備と言いますか、補修というふうな形のほうが正確だと思いますが、そういったことにまで言及していただいております。

議長（武田ユキ子君） 菊地善孝君の質疑を終わります。

4番、岩淵優君。

4番（岩淵優君） それでは、私のほうから2点ほど、議案第8号の介護保険特別会計予算について2点ほどお聞きします。

予算書の46ページ、4款1項1目、介護予防事業構成市町委託料でございまして、この平成27年度の予算につきまして、前年度予算とほぼ同額になっている状況にありますが、この理由についてお聞きしたいと思います。

それから大きく2つ目でございまして、同じく46ページ、4款2項1目、包括的支援事業費、これについては、地域包括支援センター業務委託料に同センターの体制確保分がどのように反映されているのか、そして別に研修参加負担金の内訳についてお知らせ願いたいと思います。

それから3つ目として、任意事業費の事業等の内容についてご紹介をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） それでは、岩渕優議員の質問にお答えいたします。

まず、介護予防事業構成市町委託料についてでございます。

介護予防事業については、構成市町である一関市、平泉町に事業を委託し、行ってございます。

予算額の増減の主な内容につきましては、一関市への委託料においては、二次予防事業のうち、筋肉・関節などの身体運動にかかわる器官の機能向上のため、運動テストやストレッチ、部位別筋力向上運動などを行う運動器の機能向上教室の参加者数実績に応じた96万円の減額と健康体操の指導やレクリエーションを実施する元気いきいき教室や、平成27年度から実施する住民主体により実施する介護予防事業の指導者を育成する介護予防ボランティアリーダー育成事業の拡充のための費用41万5,000円の増額などにより、31万6,000円の減額となっております。

また、平泉町への委託料においては、介護給付費に応じた介護予防事業費の組合からの委託限度額を32万5,000円増額して計上しており、一関市と合わせて、前年度と比較し9,000円増の6,347万3,000円を計上したところでございます。

組合としては、この事業を活用した介護予防事業を推進し、介護予防に努めてまいりたいと考えてございます。

それから、次に、包括的支援事業費についてであります。地域包括支援センター業務委託料は、前年同額の720万円を計上しているところであります。失礼いたしました、7,200万円を計上しているところでございます。

第6期介護保険事業計画における地域包括支援センターの体制確保については、平成27年度、28年度の2カ年度において、一関市にあっては旧市町村の区域と平泉町の区域を基本とする日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを配置することの見直しを図るとともに、業務量に応じた人員体制の検討を行いながら、平成29年度には65歳以上の高齢者の数が3,000人以上の地域包括支援センターに保健師、または看護師と社会福祉士と主任介護支援専門員の3職種の配置をすることを検討し、あわせて委託料見直しの検討も進めてまいります。

なお、事業等の検討段階において実施可能となった事業については、できるものから取り組んでまいりたいと考えております。

次に、研修参加負担金11万4,000円の内訳は、組合直営の地域包括支援センター職員が受講する、介護支援専門員の業務の経験年数に応じた段階別の介護支援専門員研修の受講料でございます。

次に、任意事業費5,169万5,000円の内容については、組合、または構成市町が行う独自事業であり、主な内容は、組合で実施している介護給付費通知事業や介護相談員派遣事業、構成市町で実施している在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業や家族介護用品支給事業であります。

また、平泉町が実施している訪問給食サービス事業は、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方などで、調理が困難な方に対して、決まった時間に給食を配達することにより、安否確認も兼ねた事業となっております。

なお、一関市では、この任意事業の委託料を充当してはおりませんが、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者などが健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービスを行っているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩淵優君。

4番（岩淵優君） それでは、介護予防事業費について、再度ご質問いたします。

介護予防のために効果的な支援の方法に関する基準をもとにした、当組合として新たな事業内容についての工夫はあるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 介護予防事業につきましては、構成市町へお願いをしてやっていただくものというふうにはとらえてございますけれども、第6期の介護保険事業計画の中で今後、必要なものということで、全体の新たな事業につきましても、もうその内容の検討が行われるものというふうに思いますけれども、まずは住民の皆さんが参加したくなるようなメニューの検討とか、それから後は、これは新総合事業にもかかわりますが、自主運営を担う地域リーダー等の確保をしながら行える事業とか継続的な取り組みが可能な仕組みの構築とかというふうなことで、さまざま構成市町のほうにお願いをしてやっていただくものというふうにとらえてございます。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩淵優君。

4番（岩淵優君） ただいまの件につきましては、組合側からも積極的に、全国の事例等々を参考にしながら、地方創生の一環となると思いますので、強力な取り組みをお願いをしたいと思います。

続きまして、包括的支援等の事業費について再度ご質問いたしますが、地域包括ケアシステムの実現というのは非常に全国どこでも重要でありますし、世界も注目している非常に重要なシステムであると、そのように私は認識をしておりますが、その中で、特にも平成27年度にもうたっておりますが、地域ケア会議の充実と、その取り組みについてというのをうたっております。このケア会議の充実で問題、それから課題の整理、解決策の検討に取り組むとなると計画にありますように、かなり地域包括支援センターに負荷がかかると思います。それにつけても、この地域包括支援センターの体制強化、平成29年度を待たずして平成27年度から取り組んでいくべきであると思いますが、いかがでございましょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 地域包括ケアの関係で、包括支援センターの体制強化ということでございますが、これにつきましては、第6次計画の中で、平成28年までにまずは直営の包括支援センターの機能等の強化というものを図るという計画の内容になってございます。それで、この度の計画の中では、認知症の対策等も重要な課題となってございますので、それらも含めた中での基幹となる包括センターの強化がまず一つ考えられるということでございますし、委託先の包括支援センターについては、併せて平成27年、28年にかけて検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩淵優君。

4番（岩淵優君） 今ご答弁いただきましたけれども、2025年、あと10年後を一つのターゲットにしてこのシステムの構築を図るということで全国的に動いておりますけれども、あと10年しかございません。その10年の中で、これからの2年間というのは非常に極めて重要な時期であろうかと思っておりますし、過去数年前から地域包括ケアシステムの確立というものに取り組んでいらっしゃる中で、非常にもっとスピードを上げて、もっと力を入れて取り組むと、そういうことが大事だと思います。具体的に今ご答弁いただきましたが、平成27年度は特筆すべきその地域包括ケアシステムの構築に伴う地域包括支援センターの強化策、これというものがありましたらご答

弁をいただきたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 地域包括支援センターの機能強化についてですが、先ほども申し上げましたように、地域包括支援センターの機能強化対策といたしましては、平成27年度を検討の期間ということで平成28年度から直営の包括支援センターの機能強化を図るというふうなことでございます。内容については、体制確保ということで3職種の配置、それから日常生活圏域等の検討、その中で業務量に応じた人員配置の検討とかというふうな内容になってございます。また、先ほど申し上げました機能強化の面につきましては、基幹型のセンターと機能強化型のセンターということで、これらにつきましては委託包括支援センターのバックアップといたしますか、後方支援といたしますか、それらの機能を有するというのと、あとは認知症対策等との機能強化というふうな面の直営の包括支援センターでございます。ご回答になりましたか、平成27年度についてはいずれ検討の期間ということでご承知置きください。

議長（武田ユキ子君） 岩淵優君の質問を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

議案第7号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長（武田ユキ子君） 日程第15、議案第9号、平成26年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）から、日程第16、議案第10号、平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第9号、平成26年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、職員給与費の増額及び東京電力原子力発電所事故被害弁償金の計上など、所要の補正をしようとするものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は、635万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億1,001万8,000円

といたしました。

2ページをお開き願います。

目的別補正額は、第1表のとおりで、歳出につきましては、総務費409万円、衛生費226万2,000円を増額いたしました。

また、歳入につきましては、繰入金226万2,000円、諸収入409万円を増額いたしました。

なお、事務局次長から補足説明させます。

3ページをお開き願います。

次に、議案第10号、平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、事業勘定において、職員給与費について所要の補正をしようとするものであります。

4ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額は変わりありませんが、歳出の目的別予算を組みかえるものであります。

目的別補正額は、第1表のとおりで、総務費50万円を減額し、地域支援事業費50万円を増額いたしました。

なお、事務局次長から補足説明させます。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 議案第9号、平成26年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

予算書7ページをお開き願います。

歳出であります。

2款1項1目総務管理費から3款4項2目川崎清掃センター費における職員給与費につきましては、一般職の職員の給料の給与改定により、職員給与費の調整を行うものであります。

2款1項1目の財政調整基金積立金は、東京電力原子力発電所事故被害弁償金を財政調整基金に積み立てしようとするものであります。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

1款1項1目財政調整基金繰入金は、一般職の職員の給与改定に伴う給与の増額措置の相当額を財政調整基金から繰り入れを行うものであります。

8款3項1目弁償金は、東京電力原子力発電所事故被害弁償金であります。弁償金については、平成23年度分の請求額のうち、検査費用308万9,940円、焼却灰埋立工事などに要する費用99万9,957円、合計408万9,897円について、平成26年7月に東京電力株式会社から支払いを受けております。本年度に支払われる賠償金については、この支払いをもって確定となる見込みであります。

9ページ以降につきましては、給与費明細書となりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、議案第10号、平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

16ページをお開き願います。

1款1項1目総務管理費及び4款2項1目交付金事業費における職員給与費は、一般会計同様、給与改定に伴う職員給与費の調整を行うものであります。

1 款 3 項 1 目認定調査費は、介護認定調査委託料において不用額が生じる見込みでありますことから、職員給与費の増額分の相当額を減額しようとするものであります。

17ページ以降につきましては、給与費明細書となりますので、お目通しをお願いいたします。以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は、個別に行います。

初めに、議案第9号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長（武田ユキ子君） 以上で議事日程の全部を議了しました。

管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第27回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、平成27年度に係る予算議会でもあり、議員各位におかれましては、提案させていただきました各種議案につきまして、慎重なる審議を賜り、平成27年度当初予算として関連議案とともに認めいただきましたことに対しまして、衷心より御礼を申し上げたいと思います。

本定例会で賜りました廃棄物処理、あるいは介護保険事業に対するご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。

今後とも議員各位の一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、第27回定例会の閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 第27回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、平成27年度一般会計及び介護保険特別会計予算などが付議されましたが、終始真剣な審議をいただき、すべて議決決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位の協力と勝部管理者を初めとする執行部当局の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するものであります。衷心より感謝申し上げます。

定例会冒頭には、管理者より施策推進方針の表明がされたところでありますが、これを受けての一般質問、または議案審議の質疑において議員から出された意見、提言につきましては、今後の広域行政組合の運営にしっかりと生かされ、当組合のさらなる充実強化に資されますよう念願するものであります。

衛生事業にありましては、資源・エネルギー循環型まちづくりへの取り組みが提示され、さらに利用自肅牧草以外の農林業系牧草廃棄物の処理につきまして、新たな展開が示されましたが、是非、安全安心を最優先とした取り組みをお願いするとともに、いずれにいたしましても地域住民の皆様のご理解、ご協力が最も重要であり、信頼関係をしっかりと構築していただき、事業を推進していただきますよう願うものでございます。

介護保険事業にありましては、第6期介護保険事業計画が策定されたところでありますが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、具体的な取り組みを確実に進めていただくことを願いたします。

当議会におきましては、このような諸課題に対して果たすべき役割の重大さを認識しつつ、一関市及び平泉町の住民の福祉増進のため、さらなる調査研究に努めてまいり所存でございます。

結びに、今議会の運営にご協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に厚く感謝申し上げます、今定例会閉会に当たってのあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

議 長（武田ユキ子君） 以上をもちまして、第27回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変お疲れさまでした。

閉会 午後5時40分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 武 田 ユキ子

一関地区広域行政組合議会議員 菊 地 善 孝

一関地区広域行政組合議会議員 小野寺 道 雄